
各技術基準改正素案

-
1. 道路土工構造物技術基準
 2. 道路標識設置基準
 3. 道路緑化技術基準
-

道路土工構造物技術基準（素案）

第1章 総則

この技術基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第29条及び第30条を適用して、道路土工構造物を新設し、又は改築する場合における一般的技術基準を定めるものである。

第2章 用語の定義

本基準における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 道路土工構造物

道路を建設するために構築する土砂や岩石等の地盤材料を主材料として構成される構造物及びそれらに附帯する構造物の総称をいい、切土・斜面安定施設、盛土、カルバート及びこれらに類するものをいう。

(2) 路床

舗装の厚さを決定する基礎となる舗装下面の土の部分を用いる。

(3) 地山

道路土工構造物の構築にあたって対象となる自然地盤を用いる。

(4) 切土

路床面までの地山を切り下げた部分を用いる。

(5) 盛土

路床面までの土を盛り立てた部分を用いる。

(6) のり面

盛土または切土の人工的に形成された斜面を用いる。

(7) 自然斜面

自然に形成された斜面を用いる。

(8) 斜面安定施設

自然斜面の崩壊等による道路への影響を防止もしくは抑制するため設置する施設を用いる。

(9) カルバート

道路の下を横断する道路、水路等の空間を確保するために、盛土あるいは原地盤内に設けられる構造物を用いる。

第3章 道路土工構造物の基本

(1) 道路土工構造物は、その構造形式及び交通の状況並びに当該道路土工構造物の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、当該道路土工構造物に影響する作用及びこれらの組合せに対して十分安全なものでなければならない。

(2) 道路土工構造物の新設又は改築にあたっては、使用目的との適合性、構造物の安全性、耐久性、施工品質の確保、維持管理の確実性及び容易さ、環境との調和、経済性を考慮しなければならない。

(3) 道路土工構造物の調査、計画にあたっては、当該地域及びその周辺の地形、地質、環境、気象、水理、景観、過去の点検、維持修繕及び災害履歴、個々の道路土工構造物の特性、使用する材料、対

象とする災害、連続あるいは隣接する構造物等がある場合はその特性、維持管理の方法を考慮しなければならない。

第4章 道路土工構造物の設計

4-1 設計の基本

- (1) 道路土工構造物の設計は、使用目的との適合性、構造物の安全性について、4-2の作用及びこれらの組合せ並びに4-3の要求性能を満足するよう行わなければならない。
- (2) 道路土工構造物の設計は、理論的で妥当性を有する方法や実験等による検証がなされた手法、これまでの経験・実績から妥当とみなせる手法・仕様等、適切な知見に基づいて行うものとする。
- (3) 道路土工構造物の設計にあたっては、前提とする施工の条件を定めるとともに、維持管理の方法を考慮しなければならない。

4-2 作用

道路土工構造物の設計にあたっては、次の作用を考慮することを基本とする。

(1) 常時の作用

常に道路土工構造物に影響する作用とする。

(2) 降雨の作用

地域の降雨特性、道路土工構造物の立地条件、路線の重要性等を勘案して設定される供用期間中に通常経験する降雨に基づく作用とする。

(3) 地震動の作用

次に示すレベル1地震動及びレベル2地震動の2種類の地震動による作用とする。

1) レベル1地震動

供用期間中に発生する確率が高い地震動

2) レベル2地震動

供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度をもつ地震動

(4) その他の作用

4-3 要求性能

- (1) 道路土工構造物の要求性能は、(3)に示す重要度の区分を勘案し、かつ、当該道路土工構造物に連続あるいは隣接する構造物等の要求性能・影響を勘案して、4-2の作用及びこれらの組合せに対して(2)から選定する。
- (2) 道路土工構造物の要求性能は、安全性、使用性、修復性の観点から次のとおりとする。
 - 性能1：道路土工構造物は健全、または、道路土工構造物は損傷するが、当該区間の道路としての機能に支障を及ぼさない
 - 性能2：道路土工構造物の損傷が限定的なものにとどまり、当該区間の道路の機能の一部に支障を及ぼすが、すみやかに回復できる
 - 性能3：道路土工構造物の損傷が、当該区間の道路の機能に支障を及ぼすが、致命的なものとならない
- (3) 道路土工構造物の重要度の区分は、次のとおりとする。
 - 重要度1：下記(ア)、(イ)に示す道路土工構造物
 - (ア) 下記のうち、損傷すると道路の機能に著しい影響を与える道路土工構造物
 - ・ 高速自動車国道、都市高速道路、指定都市高速道路、本州四国連絡道路、一般国道

に設置される道路土工構造物

- ・都道府県道、市町村道のうち、地域の防災計画上の位置づけや利用状況等から、特に重要な道路に設置される道路土工構造物

(イ) 損傷すると隣接する施設に著しい影響を与える道路土工構造物

重要度 2：上記以外の道路土工構造物

4-4 各道路土工構造物の設計

各道路土工構造物の設計は、4-1～4-3によるほか、次に従って行うものとする。

4-4-1 切土・斜面安定施設

- (1) 常時の作用として、少なくとも死荷重の作用を考慮する。
- (2) 斜面安定施設については、(1)のほか、斜面安定施設の設置目的に応じて斜面崩壊、落石・岩盤崩壊、地すべりまたは土石流による影響を考慮する。
- (3) 切土のり面は、のり面の侵食や崩壊を防止する構造となるよう設計する。
- (4) 切土は、雨水や湧水等を速やかに排除する構造となるよう設計する。
- (5) 斜面安定施設は、雨水や湧水等を速やかに排除する構造となるよう設計する。
- (6) 切土に附帯する道路土工構造物は、切土の4-3(1)の要求性能を満足する構造となるよう設計する。

4-4-2 盛土

- (1) 常時の作用として、少なくとも死荷重の作用、活荷重の作用を考慮する。
- (2) 盛土のり面は、のり面の侵食や崩壊を防止する構造となるよう設計する。
- (3) 盛土は、雨水や湧水等を速やかに排除する構造となるよう設計する。
- (4) 路床は、舗装と一体となって活荷重を支持する構造となるよう設計する。
- (5) 盛土の基礎地盤及び盛土に附帯する道路土工構造物は、盛土の4-3(1)の要求性能を満足する構造となるよう設計する。

4-4-3 カルバート

- (1) 常時の作用としては、少なくとも死荷重の作用、活荷重の作用、土圧の作用を考慮する。
- (2) カルバート裏込め部は、雨水や湧水等を速やかに排除する構造となるよう設計する。
- (3) カルバートの基礎地盤及びカルバートに附帯する道路土工構造物は、カルバートの4-3(1)の要求性能を満足する構造となるよう設計する。

第5章 道路土工構造物の施工

- (1) 道路土工構造物の施工は、設計において前提とした条件が満たされるよう行わなければならない。
- (2) 道路土工構造物の施工にあたっては、十分な品質の確保に努め、環境への影響にも配慮しなければならない。

第6章 記録の保存

道路土工構造物の維持管理に必要となる記録は、当該道路の機能を踏まえ、適切に保存するものとする。

○道路標識設置基準(S61都市局長・道路局長)改正素案 新旧対照表

現行(S61)	改正案
<p>第1章 総則</p> <p>1-1 基準の目的</p> <p>1-2 適用の範囲</p> <p>1-3 用語の定義</p> <p>本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1) 道路標識 <u>「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。)</u>に規定された標識をいう。</p> <p>2) 標示板 道路標識の様式を標示した板で、<u>本標識の標示板(本標識板、標識令第3条別表第2備考1)及び補助標識の標示板(補助標識板、同上備考2)</u>をいう。</p> <p>3) 高速道路等 標識令に規定された高速道路等をいう。</p> <p>4) 一般道路 高速道路等以外の道路をいう。</p> <p>5) 都市間高速道路 高速道路等のうち都市内高速道路以外のものをいう。</p> <p>6) 都市内高速道路 高速道路等のうち、<u>道路整備特別措置法に定める首都高速道路、阪神高速道路、指定都市高速道路及びこれらに類する道路</u>をいう。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1-1 基準の目的</p> <p>1-2 適用の範囲</p> <p>1-3 用語の定義</p> <p>本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1) 道路標識 <u>道路法又は道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づき、道路に設置する道路標識</u>をいう。</p> <p>2) 標示板 道路標識の様式を標示した板をいう。</p> <p>3) 高速道路等 <u>「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。)</u>に規定された高速道路等をいう。</p> <p>4) 一般道路 高速道路等以外の道路をいう。</p> <p>5) 都市間高速道路 高速道路等のうち都市内高速道路以外のものをいう。</p> <p>6) 都市内高速道路 高速道路等のうち、<u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項第4号に規定する首都高速道路又は阪神高速道路、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第12条第1項に規定する指定都市高速道路及びこれらに類する道路</u>をいう。</p> <p>7) <u>歩道等 歩道、自転車道及び自転車歩行者道</u>をいう。</p>
<p>第2章 道路標識の設置体系</p> <p>2-1 道路標識の機能</p> <p>道路標識は、道路構造を保全し道路交通の安全と円滑を図るうえで不可欠な道路の<u>付</u>属物であり、道路利用者に対して、案内、警戒、規制又は指示の情報を伝達する機能を有している。その設置にあたっては、<u>各種標識</u>の機能を十分考慮のうえ一貫した情報提供がなされるよう体系的に整備するものとする。</p> <p>2-2 道路標識の設置体系</p> <p>道路標識は、<u>標識</u>の種類や規格、交通の特性等を勘案し、必要な整備水準が保持されるよう合理的な設置計画に基づいて設置するものとする。</p> <p>2-3 目標地の案内方法の選定</p> <p><u>道路標識</u>による目標地の案内方法には、地名、路線番号及びそれらの組合せによる方法があり、その選定にあたっては道路の性格、目標地の知名度、道路網密度、その他を考慮するものとする。</p> <p>2-4 <u>ローマ字</u>併用表示</p> <p>案内標識には、標識令に基づき、<u>ローマ字</u>併用表示を行うものとする。</p>	<p>第2章 道路標識の設置体系</p> <p>2-1 道路標識の機能</p> <p>道路標識は、道路構造を保全し道路交通の安全と円滑を図るうえで不可欠な道路の<u>附</u>属物であり、道路利用者に対して、案内、警戒、規制又は指示の情報を伝達する機能を有している。その設置にあたっては、<u>各種道路標識</u>の機能を十分考慮のうえ一貫した情報提供がなされるよう体系的に整備するものとする。</p> <p>2-2 道路標識の設置体系</p> <p>道路標識は、<u>その</u>種類や規格、交通の特性等を勘案し、必要な整備水準が保持されるよう合理的な設置計画に基づいて設置するものとする。</p> <p>2-3 目標地の案内方法の選定</p> <p><u>案内標識</u>による目標地の案内方法には、地名、路線番号及びそれらの組合せによる方法があり、その選定にあたっては道路の性格、目標地の知名度、道路網密度、その他を考慮するものとする。</p> <p>2-4 <u>英語</u>併用表示</p> <p>案内標識には、標識令 <u>及び「道路の案内標識の英語による表示に関する告示(平成26年国土交通省告示第372号)」</u>に基づき、<u>英語併用表示</u>を行うものとする。</p>

現行(S61)	改正案
<p>2-5 公安委員会が所管する標識との関係 道路標識には道路管理者が設置する標識と都道府県公安委員会が設置する標識とがあり、設置にあたっては両者の関係について次の各項に留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識の内容がそれぞれ相互に矛盾しないよう調整を図ること。 案内標識、警戒標識と規制標識、指示標識とは相互に補完しあい、全体として設置効果をより高めるよう調整を図ること。 両者が設置する規制標識は、相互に競合しあわないよう調整を図ること。 	<p>2-5 <u>ピクトグラム併用表示</u> 1) 「<u>方面、方向及び距離(105-A～C)</u>」、「<u>方面及び距離(106-A)</u>」、「<u>方面及び車線(107-A, B)</u>」、「<u>方面及び方向の予告(108-A, B)</u>」、「<u>方面及び方向(108の2-A～E)</u>」、「<u>方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)</u>」、「<u>方面、方向及び道路の通称名(108の4)</u>」、「<u>方面及び出口の予告(110-A, B)</u>」、「<u>方面、車線及び出口の予告(111-A, B)</u>」、「<u>方面及び出口(112-A, B)</u>」、「<u>著名地点(114-A～C)</u>」に公共施設等の名称を表示する場合には、必要に応じて、当該公共施設等の形状等を表す記号(以下、「ピクトグラム」という。)を表示することができる。</p> <p>2) 1)により表示するピクトグラムは、表示する公共施設等の性質、種類等が容易に識別できるもの(当該公共施設等が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)でなければならない。</p> <p>2-6 公安委員会が所管する道路標識との関係 道路標識には道路管理者が設置する道路標識と都道府県公安委員会が設置する道路標識とがあり、設置にあたっては両者の関係について次の各項に留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識の内容がそれぞれ相互に矛盾しないよう調整を図ること。 案内標識、警戒標識と規制標識、指示標識とは相互に補完しあい、全体として設置効果をより高めるよう調整を図ること。 両者が設置する規制標識は、相互に競合しあわないよう調整を図ること。
<p>第3章 道路標識の設置計画 3-1 設置の基本</p> <p>3-1-1 設置場所の選定 道路標識の設置場所の選定に際しては、次の各項に留意のうえ決定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 道路利用者の行動特性に配慮すること。 標識の視認性が妨げられないこと。 沿道からの道路利用にとって障害にならないこと 必ずしも交差点付近に設置する必要のない標識は、極力交差点付近を避けること。 	<p>第3章 道路標識の設置計画 3-1 設置計画の基本 3-1-1 設置計画の基本 (1)設置計画の基本理念 道路標識の設置計画を定めるに際しては、次の各項に示す要件を考慮するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 適切な視認性が確保できること。 道路利用者に対して、案内、警戒、規制又は指示の情報を適切に伝達することができること。 <p>(2)設置計画の決定に関する配慮事項 道路標識の設置計画を定めるに際しては、次の各項に留意の上決定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 道路利用者の行動特性に配慮すること。 標識の視認性が妨げられないこと。 沿道からの道路利用にとって障害にならないこと 必ずしも交差点付近に設置する必要のない標識は、極力交差点付近を避けること。 維持管理の確実性及び容易さに配慮すること。 その他、道路管理上支障とならないこと。 <p>(3)設置計画の関係者調整 道路標識の設置計画は、当該計画に関係する道路管理者等が限定的である場合や道路利用者に与える影響が小さい場合等を除き、関係する道路管理者等で構成する委員会(以下、「道路標識適正化委員会」という。)において調整するものとする。</p>

現行(S61)

3-1-2 設置方式及びその選定

(1)設置方式

1)路側式

I)標示板の設置高さ

標示板の設置高さ(路面から標示板の下端までの高さ、ただし補助標識がある場合にはその下端までの高さ)は、下記の場合を除き、1.80mを標準とする。なお、著名地点(114-B)を表示する案内標識については、歩行者等の通行を妨げるおそれのない場合、必要に応じて、標示板の設置高さを1.0mまで低くすることができる。

① 標識を歩道等(歩道、自転車道、自転車歩行者道をいう。以下同じ。)に設置する場合で、路上施設を設置するための帯状の部分がなく、かつ十分な歩道等の幅員を確保できない場合、標示板の設置高さを2.5m以上とするものとする。

② 積雪地域に設置する標識については、当該地域の積雪深等を考慮して1.8m以上の適切な設置高さとするものとする。

II)支柱及び標示板の設置位置

歩道等を有する道路において歩道等に標識を設置する場合には、原則として歩車道境界と標識との間を25cm以上離すものとする。また、中央分離帯、交通島に設置する場合にも同様に分離帯端等から25cm以上(第1種第1級及び第2級の道路にあつては50cm以上)離すものとする。歩道等を有しない道路にあつて、路端に標識を設置する場合には、車道部端の外側に設置することを原則とする。ただし、人家が連担しているなどの理由により車道部端の外側に標識を設置する余裕がない場合には、事道部端の内側50cmの範囲内に設置するものとする。

2)片持式・門型式

3)添架式

添架式の場合の標示板の設置高さ、設置位置については、添架する施設の機能を損なわないよう配慮するとともに、添架する施設の構造、標識の種類を検討のうえ、路側式、片持式、門型式の場合に準じて設置するものとする。

(2)設置方式の選定

1)案内標識

案内標識の設置方式は、標識の種類、設置目的、路線の重要度、設計速度等を勘案のうえ、標識の設置効果を損なわないよう選定するものとする。

2)警戒標識

警戒標識は原則として路側式とする。

3)規制標識

規制標識は原則として路側式とする。

改正案

3-1-2 設置方式の選定

(1)設置方式の選定に関する留意事項

道路標識の設置方式は、その種類、設置目的、路線の重要度、設計速度、維持管理の確実性及び容易さ等を勘案し、その設置効果を損なわないよう、路側式、片持式、門型式又は添架式の何れかから選定するものとする。

また、道路標識の標示板及び支柱の設置位置は、設置する地域の状況、建築限界等を勘案し、定めるものとする。

(2)支柱及び標示板の設置高さで設置位置

1)路側式

I)標示板の設置高さ

標示板の設置高さ(路面から標示板の下端までの高さ)は、下記の場合を除き、1.80mを標準とする。ただし、著名地点(114-B)を表示する案内標識については、歩行者等の通行を妨げるおそれのない場合、必要に応じて、標示板の設置高さを1.0mまで低くすることができる。

① 道路標識を歩道等(歩道、自転車道、自転車歩行者道をいう。以下同じ。)に設置する場合で、路上施設を設置するための帯状の部分がなく、かつ十分な歩道等の幅員を確保できない場合、標示板の設置高さを2.5m以上とするものとする。

② 積雪地域に設置する道路標識については、当該地域の積雪深等を考慮して1.8m以上の適切な設置高さとするものとする。

II)支柱及び標示板の設置位置

歩道等に道路標識を設置する場合には、原則として歩車道境界と支柱及び標示板との間を25cm以上離すものとする。また、中央分離帯、交通島に設置する場合にも同様に分離帯端等から25cm以上(第1種第1級及び第2級の道路にあつては50cm以上)離すものとする。歩道等を有しない道路にあつて、路端に道路標識を設置する場合には、路肩の外側(車道に接続する側を除く。以下同じ。)に設置することを原則とする。ただし、人家が連担しているなどの理由により路肩の外側に道路標識を設置する余裕がない場合には、路肩の内側であつて車道に接続しない側の縁線から50cmの範囲内に設置するものとする。

2)片持式・門型式

3)添架式

添架式の場合の標示板の設置高さ、設置位置については、添架する施設の機能を損なわないよう配慮するとともに、添架する施設の構造及び材料、道路標識の種類を考慮のうえ、路側式、片持式、門型式の場合に準じて設置するものとする。

(3)設置方式の選定

1)案内標識

案内標識の設置方式は、設置する案内標識の種類、設置目的、路線の重要度、設計速度等を勘案のうえ、その設置効果を損なわないよう選定するものとする。

2)警戒標識

警戒標識は原則として路側式とする。

3)規制標識

規制標識は原則として路側式とする。

現行(S61)	改正案
<p>4)指示標識 指示標識のうち(409-A)にあつては路側式を原則とし、(409-B)にあつては、片持式を原則とする。</p> <p>なお、設置場所の付近に既設の照明灯、横断歩道橋等がある場合には、上記の1)～4)にかかわらず、添架式の妥当性を検討のうえ、できるだけこれを利用することが望ましい。また、信号機への添架については公安委員会と協議のうえ検討することとする。なお、門型式の支柱が付近にあり、他の標識を設置する余裕がある場合にも同様にこれを利用することが望ましい。</p>	<p>4)指示標識 指示標識のうち「規制予告(409-A)」にあつては路側式を原則とし、「規制予告(409-B)」にあつては、片持式を原則とする。</p> <p>ただし、設置場所の付近に既設の照明灯、横断歩道橋等がある場合には、上記の1)～4)にかかわらず、添架式の妥当性を検討のうえ、できるだけこれを利用することが望ましい。信号機への添架については公安委員会と協議のうえ検討することとする。また、門型式の支柱が付近にあり、他の道路標識を設置する余裕がある場合にも同様にこれを利用することが望ましい。</p>
<p>3-1-3 標示板・文字の寸法等</p> <p>標示板の寸法及び文字・記号等の大きさ、形、色は、標識令に基づくものとし、標示板、文字等の拡大率は、交通が円滑に走行できるよう、標識の種類と道路及び交通の状況を考慮の上、適切に対応するものとする。</p>	<p>3-1-3 標示板・文字の寸法等</p> <p>(1)標示板・文字の寸法 一般国道及び高速自動車国道の標示板の寸法及び文字・記号等の大きさは標識令に基づくものとし、標示板、文字等の拡大率は、交通が円滑に走行できるよう、道路標識の種類と道路及び交通の状況を考慮の上、適切に対応するものとする。また、都道府県道及び市町村道の標示板の寸法及び文字・記号等の大きさは、標識令の規定にかかわらず、当該道路の管理者である地方公共団体が、標識令を参酌して定める条例に基づくものとする。</p> <p>(2)標示板の形、色 標示板の形、色は、標識令に基づくものとする。また、「入口の方向(103-A、B)」、「方面、方向及び距離(105-A～C)」、「方面及び距離(106-A)」、「方面及び車線(107-A、B)」、「方面及び方向の予告(108-A、B)」、「方面及び方向(108の2-A～E)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」、「方面及び出口の予告(110-B)」、「方面、車線及び出口の予告(111-A、B)」、「方面及び出口(112-A、B)」、「出口(113-A、B)」、「サービス・エリア、道の駅の予告(116の2-B)」及び「サービス・エリア(116の2-A、B)」に表示する矢印は、行き先方面の案内を明確化し、交通の安全と円滑を図るため必要がある場合には、白色以外の色とすることができる。ただし、矢印を白色以外の色とする場合には、矢印の縁を白色とするなど色覚異常の道路利用者等にも配慮の上、案内標識の視認性を損なわない色とする。</p>
<p>3-1-4 標示板の取付角度</p> <p>案内標識「著名地点(114-B)」を除く道路標識の標示板の取付角度(標示板を路面へ投影した場合の車両進行方向に対する角度。)は、設置方式及び標識の種類により次に掲げるものを標準とする。</p> <p>(1)路側式</p> <p>1)警戒標識及び案内標識 ほぼ直角(80°～90°)</p> <p>2)規制標識及び指示標識 ⅠⅡ)及びⅢ)の場合を除き、直角又は斜め(45°～90°)とする。 Ⅱ)道路の中央に設置する場合には直角とする。 Ⅲ)「一方通行(326-A)」にあつては、平行又は斜め(0°～45°)とする。</p>	<p>3-1-4 標示板の取付角度</p> <p>道路標識(著名地点(114-B)を除く。)の標示板の取付角度(標示板を路面へ投影した場合の車両進行方向に対する角度。)は、設置方式及び道路標識の種類により次に掲げるものを標準とする。</p> <p>(1)路側式</p> <p>1)警戒標識及び案内標識 ほぼ直角(80°～90°)</p> <p>2)規制標識及び指示標識 Ⅰ)「一方通行(326-A)」及び「自転車一方通行(326の2-A)」にあつては、平行又は斜め(0°～45°)とする。 Ⅱ)道路の中央に設置する場合には直角とする。 Ⅲ)Ⅰ)又はⅡ)の場合を除き、直角又は斜め(45°～90°)とする。</p>

現行(S61)	改正案
<p>(2)片持式及び門型式 原則として直角とする。 案内標識「著名地点(114-B)」については、道路及び歩行者交通の状況により適切な方向に取付けるものとする。</p> <p>3-1-5 標示板の併設 同一の支柱に2以上の標示板を設置する場合には、次の各項に留意するものとする。</p> <p>(1) 案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識の各標識は、相互に関連がある場合を除き、他の種類の標識との併設は原則として避けるものとする。</p> <p>(2) 同じ種類の標識であっても、必要以上に併設しないものとする。特に警戒標識については、2以上の設置が考えられる場合においても、そのうち最も注意を要するもののみ設置し、原則として併設はしないものとする。</p> <p>(3) なお、次のような場合には、標示板の併設について検討する必要がある。</p> <p>1) 現に道路標識が設置されている場所に、近接して道路標識を設置する必要がある場合、あるいは近接した場所に新たに2以上の標識を設置する場合で、併設することにより設置効果が損われない場合。</p> <p>2) 交通の規制が主として道路の構造上の理由で行われる場合の警戒標識と規制標識の併設。</p> <p>3-1-6 反射材料等</p> <p>3-2 一般道路の案内標識</p> <p>(1)交差点の予告案内</p> <p>1) 交差道路(当該道路を含む。以下同じ。)の方面、方向をあらかじめ案内する必要がある交差点には、「方面及び方向の予告(108-A、B)」を交差点の手前300m以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、交差道路の方面、方向及びその分岐点までの距離を案内するものとする。 なお、交差道路に案内すべき経路路線番号がある場合には、当該経路路線番号も表示するものとする。</p> <p>2) 交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名をあらかじめ案内する必要がある交差点には、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」を交差点の手前300m以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名及びその分岐点までの距離を案内するものとする。 ただし、通称名のある交差道路が一般国道である場合には、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」にかえて、当該一般国道の路線名に係る数字を経路路線番号として表示した「方面及び方向の予告(108-A)」を原則として設置するものとする。</p> <p>3) 上記いずれの場合も必要に応じて高速道路等の通称名を方面として案内するものとする。</p>	<p>(2)片持式及び門型式 原則として直角とする。 案内標識「著名地点(114-B)」については、道路及び歩行者交通の状況により適切な方向に取付けるものとする。</p> <p>3-1-5 標示板の併設 同一の支柱に2以上の標示板を設置する場合には、次の各項に留意するものとする。</p> <p>(1) 案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識の各道路標識は、相互に関連がある場合を除き、他の分類の道路標識の標示板との併設は原則として避けるものとする。ただし、本標識と補助標識の併設はこの限りではない。</p> <p>(2) 同じ分類の道路標識の標示板であっても、必要以上に併設しないものとする。特に警戒標識については、2以上の設置が考えられる場合においても、そのうち最も注意を要するもののみ設置し、原則として併設はしないものとする。</p> <p>(3) (1)又は(2)に関わらず、次のような場合には、標示板の併設について検討するものとする。</p> <p>1) 現に道路標識が設置されている場所に、近接して道路標識を設置する必要がある場合、又は近接した場所に新たに2以上の道路標識を設置する場合で、併設することにより設置効果が損われない場合。</p> <p>2) 主として道路の構造上の理由で交通の規制が行われる場合であって、警戒標識と規制標識を併設しようとする場合。</p> <p>3-1-6 反射材料等</p> <p>3-2 一般道路の案内標識</p> <p>(1)交差点の予告案内</p> <p>1) 一つの交差点に交差する道路(以下、「交差道路」という。)の方面、方向をあらかじめ案内する必要がある場合には、「方面及び方向の予告(108-A、B)」を当該交差点の手前300m以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、交差道路の方面、方向及びその分岐点までの距離を案内するものとする。 また、交差道路に案内すべき経路路線番号がある場合には、当該経路路線番号も表示するものとする。</p> <p>2) 交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名をあらかじめ案内する必要がある交差点には、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」を交差点の手前300m以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名及びその分岐点までの距離を案内するものとする。 ただし、通称名のある交差道路が一般国道である場合には、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」にかえて、当該一般国道の国道番号を表示した「方面及び方向の予告(108-A)」を原則として設置するものとする。</p> <p>3) 上記いずれの場合も必要に応じて高速道路等の通称名を方面として案内するものとする。</p> <p>4) 1)、2)いずれの場合も、当該案内標識が予告であることの識別性を高める必要がある場合には、標識令別表第二の備考一(一)7に基づく表示をするものとする。</p>

現行(S61)	改正案
<p>(2) 交差点の案内</p> <p>1) 交差道路の方面、方向を案内する必要がある交差点には、「方面、方向及び距離(105-A、B、C)」又は「方面及び方向(108の2-A、B)」を交差点の手前150m以内(105-A、B、Cは30m以内)の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島、又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、の方面、方向、距離を案内するものとする。 なお、交差道路に案内すべき経由路線番号がある場合には、当該経由路線番号も表示するものとする。</p> <p>2) 交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名を案内する必要がある交差点には「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」を交差点の手前150m以内の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島、又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名を案内するものとする。 ただし、通称名のある交差道路が一般国道である場合には「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」にかえて、当該一般国道の路線名に係る数字を経由路線番号として表示した「方面及び方向(108の2-A)」を原則として設置するものとする。</p> <p>3) 上記いずれの場合も必要に応じて高速道路等の通称名を方面として案内するものとする。</p> <p>4) 工事等のため、まわり道を示す必要がある交差点には、「まわり道(120-A、B)」を設置して、まわり道等を案内するものとする。</p> <p>(3) 確認案内</p> <p>(3-1) 方面及び距離</p> <p>1) 長距離交通の多い主要な道路の単路部及び主要な交差点の流出部で、方面及び距離を案内する必要がある場合には、「方面及び距離(106-A)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、進行方向の方面及びそこに至るまでの距離を案内するものとする。 なお、当該道路に案内すべき経由路線番号がある場合には、当該経由路線番号も表示するものとする。</p> <p>2) 距離表示は、標識の設置場所から案内している目標地の中心地点までの道路に沿った距離とする。</p> <p>3) 目標地の中心地点とは、通常市役所若しくは町村役場の正面地点とする。 ただし、地域の状況その他特別の理由により、やむを得ない場合においては主要交差点、駅、繁華街、その他当該市町村内の代表地点とする。</p>	<p>(2) 交差点の案内</p> <p>1) 交差道路の方面、方向を案内する必要がある交差点には、「方面、方向及び距離(105-A、B、C)」又は「方面及び方向(108の2-A、B)」を交差点の手前150m以内(105-A、B、Cは30m以内)の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島、又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、交差道路の方面、方向、距離を案内するものとする。 また、交差道路に案内すべき経由路線番号がある場合には、当該経由路線番号も表示するものとする。</p> <p>2) 交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名を案内する必要がある交差点には「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」を交差点の手前150m以内の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島、又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名を案内するものとする。 ただし、通称名のある交差道路が一般国道である場合には「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」にかえて、当該一般国道の国道番号を表示した「方面及び方向(108の2-A)」を原則として設置するものとする。</p> <p>3) 上記いずれの場合も必要に応じて高速道路等の通称名を方面として案内するものとする。</p> <p>4) 工事等のため、まわり道を示す必要がある交差点には、「まわり道(120-A、B)」を設置して、まわり道を案内するものとする。</p> <p>(3) 確認案内</p> <p>(3-1) 方面及び距離</p> <p>1) 長距離交通の多い主要な道路の単路部及び主要な交差点の流出部で、方面及び距離を案内する必要がある場合には、「方面及び距離(106-A)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、進行方向の方面及び方面として表示されている目標地に至るまでの距離を案内するものとする。 また、案内標識を設置する道路に案内すべき経由路線番号がある場合には、当該経由路線番号も表示するものとする。</p> <p>2) 距離表示は、案内標識の設置場所から案内している目標地の中心地点までの道路に沿った距離とする。</p> <p>3) 目標地の中心地点とは、原則として、案内標識に方面として表示されている市町村の市役所又は町村役場の正面地点とする。 ただし、地域の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、主要交差点、駅、繁華街、その他当該市町村内の代表地点とする。</p>

現行(S61)	改正案
<p>(3-2) 路線番号 案内すべき路線番号のある道路の単路部及び主要な交差点付近には、国道にあつては「国道番号(118)」、都道府県道にあつては「都道府県道番号(118の2)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、道路種別及び路線番号を表示するものとする。</p> <p>(3-3) 道路の通称名 1) 案内すべき道路の通称名のある道路の主要な交差点等には、「道路の通称名(119-A、B)」を左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、<u>道路通称名</u>及びその方向を表示するものとする。 2) 案内すべき道路の通称名のある道路の単路部には、必要に応じて「道路の通称名(119-C)」を左側の路端、中央分離帯又は交通島に設置して、道路の通称名及びその方向を表示するものとする。</p>	<p>(3-2) 路線番号 案内すべき路線番号のある道路の主要な交差点には、国道にあつては「国道番号(118-A)」、都道府県道にあつては「都道府県道番号(118の2-A)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、道路の種類及び路線番号を表示するものとする。 <u>また、案内すべき路線番号のある主要な道路の交差点には、国道にあつては「国道番号(118-B、C)」、都道府県道にあつては「都道府県道番号(118の2-B、C)」を左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、道路の種類及び路線番号を表示するものとする。</u></p> <p>(3-3) 道路の通称名 1) 案内すべき道路の通称名のある道路の主要な交差点等には、「道路の通称名(119-A、B)」を左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、<u>当該道路の通称名</u>及びその方向を表示するものとする。 2) 案内すべき道路の通称名のある道路の単路部には、必要に応じて「道路の通称名(119-C)」を左側の路端、中央分離帯又は交通島に設置して、道路の通称名及びその方向を表示するものとする。</p> <p><u>(4) 限度緩和指定道路の案内</u> <u>(4-1) 総重量限度緩和指定道路</u> 車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イに規定する道路管理者が指定した道路において道路標識の設置を必要とする地点には、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、総重量限度緩和指定道路を表示するものとする。 <u>(4-2) 高さ限度緩和指定道路</u> 車両制限令第3条第1項第3号に規定する道路管理者が指定した道路において道路標識の設置を必要とする地点には、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、高さ限度緩和指定道路を表示するものとする。</p>
<p>3-2-2 地点案内 (1) 行政境界の表示 <u>市町村の境界</u>には「市町村(101)」、<u>都府県の境界</u>には「都府県(102-A)」及び「市町村(101)」を道路の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、当該市町村名又は都府県名を表示するものとする。 また、必要に応じて、「市町村(101)」に市町村章を表わす記号を、「都府県(102-A)9」に都府県章を表わす記号を表示してもよい。</p> <p>(2) 著名地点の案内 1) 著名地点及び著名地点への分岐点等において必要がある場合には、「著名地点(114-A)」を道路の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、著名地点<u>若しくは</u>その方向を案内するものとする。 2) 歩行者のための案内を行う必要がある場合には、「著名地点(114-B)」を歩道等に設置し、<u>著名地点・方向・距離</u>を案内するものとする。</p> <p>3) <u>上記いずれの場合も、必要に応じて、公共施設等の形状等を表わす記号(シンボルマーク)を表示してもよい。</u></p>	<p>3-2-2 地点案内 (1) 行政境界の表示 <u>市町村境界</u>には「市町村(101)」、<u>都府県境界</u>には「都府県(102-A)」及び「市町村(101)」を道路の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、当該市町村名又は都府県名を表示するものとする。 また、必要に応じて、「市町村(101)」に市町村章を表わす記号を、「都府県(102-A)」に都府県章を表わす記号を表示してもよい。</p> <p>(2) 著名地点の案内 1) 著名地点及び著名地点への分岐点等において必要がある場合には、「著名地点(114-A)」を道路の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、著名地点<u>又は</u>その方向を案内するものとする。 2) 歩行者のための案内を行う必要がある場合には、「著名地点(114-B)」を歩道等に設置し、<u>著名地点、方向又は距離</u>を案内するものとする。</p> <p>3) 削除</p>

現行(S61)

改正案

- (3) 現在地の表示
 3-2-3 道路の付属施設の案内
 (1) 待避所
 1車線の道路又は車両のすれ違いが困難な道路で待避所のある場合には、「待避所(116の3)」を道路の路端に設置して、待避所の位置を案内するものとする。
 (2) 非常電話及び非常駐車帯
 非常電話及び非常駐車帯には、それぞれ「非常電話(116の2)」、「非常駐車帯(116の4)」を設置してその位置を案内するものとする
 (3) 駐車場
 道路管理者が設置又管理する駐車場の入口付近には、「駐車場(117-A)」を設置して、その位置を案内するものとする。
 (4) 登坂車線
 登坂車線には「登坂車線(117の2-A)」を登坂車線の始点の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、その位置を案内するものとする。

- 3) 駅前広場、地下鉄の出入口等の場所であって、次のいずれかに該当する場合には、「著名地点(114-B)」に、当該案内標識の位置、当該案内標識が表示する著名地点の位置及び表示する必要がある立体横断施設その他の施設の位置を表示する地図(その略図を含む。)を附置することができる。
 ① 高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活に置いて利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動の円滑化のために必要な施設を案内する必要がある場合
 ② 「著名地点(114-B)」を表示する標示板を複数設置する必要がある場合であって、当該案内が輻輳する場合
 4) 「著名地点(114-B)」が表示する施設が、高齢者、身体障害者等が利用する施設として対応している場合であって、当該案内標識を設置した地点と案内している施設の間の経路の歩道及び立体横断施設が、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第118号。以下「バリアフリー構造基準という。)」第2章及び第3章にそれぞれ適合している場合は、「著名地点(114-B)」に車いすを使用している者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適する施設である旨を表す記号(以下、「シンボルマーク」という。)を表示することができる。
- (3) 現在地の表示
 3-2-3 道路の附属施設の案内
 (1) 待避所
 1車線の道路又は車両のすれ違いが困難な道路で待避所のある場合には、「待避所(116の5)」を道路の路端に設置して、その位置を案内するものとする。
 (2) 非常電話及び非常駐車帯
 非常電話及び非常駐車帯には、それぞれ「非常電話(116の4)」、「非常駐車帯(116の6)」を設置してその位置を案内するものとする。
 「非常駐車帯(116の6)」を設置する場合には、設置の目的が達せられるよう、必要に応じて、あらかじめ都道府県公安委員会と連絡調整を図るものとする。
 (3) 駐車場
 道路管理者が設置又管理する駐車場の入口付近には、「駐車場(117-A)」を設置して、その位置を案内するものとする。
 (4) 登坂車線
 登坂車線の始点には「登坂車線(117の2-A)」を道路の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、その位置を案内するものとする。
 (5) エレベーター、エスカレーター、傾斜路
 次の場所に、「エレベーター(121-A~C)」、「エスカレーター(122-A~C)」及び「傾斜路(123-A~C)」を設置して、その位置を案内するものとする。
 また、道路又は道路附属物でない施設を案内する場合には、あらかじめ当該施設の管理者との調整を図るものとする。
 1) 立体横断施設に設けるエレベーター、エスカレーター及び傾斜路(道路法による道路であるものに限る)の昇降口近傍(概ね10m程度)であって、当該施設が確認しにくい地点から視認できる場所

- 2) 前号に掲げる施設の昇降口であって、当該施設の昇降口である旨を表す必要のある場所(道路施設である壁面を含む)
- 3) 一般の歩行者等が利用する事が見込まれるエレベーター、エスカレーター及び傾斜路(道路法による道路であるものを除く)の昇降口近傍であって、当該施設が確認しにくい地点から視認できる場所
- 4) 前号に掲げる施設の昇降口であって、当該施設の昇降口である旨を表す必要のある場所(当該施設の利用時間が限られている場合には、その時間帯も合わせて明示することとする)

(6)乗合自動車停留所

次の各号のいずれかに該当する場所には、「乗合自動車停留所(124-A~C)」を設置して、その位置を案内するものとする。
 また、当該案内標識により乗合自動車停留所を案内する場合には、あらかじめ当該乗合自動車停留所の管理者との調整を図るものとする。

- 1) 鉄道駅、旅客船ターミナル等の出入口付近において、自動車停留所が確認しにくい地点から視認できる場所
- 2) 乗合自動車停留所である旨を表す必要のある場所(道路附属物である上屋を含む)

(7)路面電車停留場

次の各号のいずれかに該当する場所には、「路面電車停留所(125-A~C)」を設置して、その位置を案内するものとする。
 また、当該案内標識により路面電車停留所を案内する場合には、あらかじめ当該路面電車停留所の管理者との調整を図るものとする。

- 1) 鉄道駅、旅客船ターミナル等の出入口付近において、当該路面電車停留場が確認しにくい地点から視認できる場所
- 2) 路面電車停留場近傍の歩道等において、当該路面電車停留場が視認しにくい地点から視認できる場所
- 3) 路面電車停留場である旨を表す必要のある場所(道路附属物である上屋を含む)

(8)便所

道路に接して設けられた便所又は道路の沿道に設けられた一般の歩行者が利用する事が見込まれる便所の出入口近傍に置いて、当該便所が確認しにくい地点から視認できる場所には、「便所(126-A~C)」を設置して、便所が設置されている場所を案内するものとする。
 また、道路又は道路附属物でない施設の便所を案内する場合には、あらかじめ当該施設の管理者と調整を図るものとする。

(9)シンボルマークの表示

(3)、(5)(エスカレーターを案内する場合を除く)及び(8)により、駐車場、エレベーター、傾斜路及び便所を案内する場合には、当該案内標識が表示する施設において、それぞれ次の各号に適合する場合には、シンボルマークを表示することができる。

現行(S61)	改正案
<p>3-3 都市間高速道路の案内標識</p> <p>3-3-1 経路案内</p> <p>(1) 都市間高速道路の入口への案内 都市間高速道路の入口に至る一般道路の主要な交差点及びその他必要と認められる地点には、「入口の方向(103-A、B)」、「入口の予告(104)」を設置して、都市間高速道路の入口△案内するものとする。</p> <p>(2) インターチェンジ内における方面及び方向の案内</p> <p>(3) 方面及び距離の確認</p> <p>(4) 本線相互の分岐案内 都市間高速道路の本線相互の分岐地点の手前には、「方面及び車線(107-A)」、「方面及び方向(108の2-C)」を設置して、本線相互の分岐の案内を行うものとする。</p> <p>(5) 出口案内</p> <p>3-3-2 地点案内及び道路の付属施設の案内</p> <p>(1) 行政境界の表示 都市間高速道路上の都府県<u>の行政境界</u>には、「都府県(102-B)」を設置して、都府県<u>の行政境界</u>を表示するものとする。</p> <p>(2) 著名地点の案内</p> <p>(3) 料金徴収所の案内</p>	<p>1) <u>駐車場</u> <u>バリアフリー構造基準第6章に該当する場合。</u></p> <p>2) <u>エレベーター</u> <u>バリアフリー構造基準第12条に該当する場合。</u></p> <p>3) <u>傾斜路</u> <u>バリアフリー構造基準第13条に適合する場合。</u></p> <p>4) <u>便所</u> <u>バリアフリー構造基準第30条から第32条に適合する場合。</u></p> <p>3-3 都市間高速道路の案内標識</p> <p>3-3-1 経路案内</p> <p>(1) 都市間高速道路の入口への案内 都市間高速道路の入口に至る一般道路の主要な交差点及びその他必要と認められる地点には、「入口の方向(103-A、B)」、「入口の予告(104)」を設置して、都市間高速道路の入口を案内するものとする。 <u>また、必要がある場合には、無料区間又は有料区間の区別を表示することができる。この場合には、無料区間又は有料区間の別及び入口の名称を表示することを基本し、無料又は有料の区間について誤解を招くことのない範囲において、地域の状況に応じた表示方法とすることができる。</u></p> <p>(2) インターチェンジ内における方面及び方向の案内</p> <p>(3) 方面及び距離の確認</p> <p>(4) 本線相互の分岐案内 都市間高速道路の本線相互の分岐地点の手前には、「方面及び車線(107-A)」、「方面及び方向(108の2-C)」を設置して、本線相互の分岐の案内を行うものとする。</p> <p>(5) 出口案内</p> <p><u>(6) 高さ限度緩和指定道路</u> <u>車両制限令第3条第1項第3号に規定する道路管理者が指定した道路において道路標識の設置を必要とする地点には、「高さ限度緩和指定道路(118の4-C・D)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯に設置して、高さ限度緩和指定道路を表示するものとする。</u></p> <p>3-3-2 地点案内及び道路の付属施設の案内</p> <p>(1) 行政境界の表示 都市間高速道路上の<u>都府県境界</u>には、「都府県(102-B)」を設置して、<u>都府県境界</u>を表示するものとする。</p> <p>(2) 著名地点の案内</p> <p>(3) 料金徴収所の案内</p>

現行(S61)	改正案
<p>(4) サービスエリアの案内</p> <p>サービスエリアの入口の手前及び入口付近には、「サービスエリア(116-A、B)」を、分岐点には「駐車場(117-B)」を設置して、サービスエリアを案内するものとする。</p> <p>(5) 非常電話及び非常駐車帯の案内 非常電話及び非常駐車帯には、それぞれ「非常電話(116の2)」、「非常駐車帯(116の4)」を設置して、その位置を案内するものとする。</p> <p>(6) 登坂車線の案内 登坂車線には、「登坂車線(117の2-B)」を登坂車線の始点の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、その位置を案内するものとする。</p> <p>3-4 都市内高速道路の案内標識 3-4-1 経路案内 (1) 都市内高速道路の入口への案内 都市内高速道路の入口に至る一般道路の主要な交差点及びその他必要と認められる地点には、「入口の方向(103-A、B)」又は「入口の予告(104)」を設置して、都市内高速道路の入口を案内するものとする。</p> <p>(2) 方面及び距離の案内 (3) 本線相互の分岐案内</p>	<p>(4) サービス・エリア、道の駅の案内</p> <p>1) 都市間高速道路の必要な地点において、「サービス・エリア、道の駅及び距離(116)」を設置して、<u>利便施設を案内するものとする。</u> <u>当該案内標識に表示する道の駅は、次のいずれかに該当するものとする。</u> ①都市間高速道路の無料区間に接して設置されている道の駅 ②都市間高速道路の無料区間の出口(有料区間との接続箇所を含む)の近傍(一般道路との交差点から概ね1km以内を原則とし、なるべく500m以内とすることが望ましい。)であって、一般道路に接して設置されている道の駅 ③無料区間の出口(有料区間と接続箇所を含む)間に設置されている道の駅であって、都市間高速道路の通行者の走行距離が著しく変化しない場合であって、当該出口の前後区間に相当程度利便施設が存在しない場合。</p> <p>2) 都市間高速道路に接して設置されている利便施設の入口の手前及び入口付近には、「サービス・エリア、道の駅の予告(116の2-A)」及び「サービス・エリア(116の3-A)」を、分岐点には「駐車場(117-B)」を設置して、当該利便施設を案内するものとする。</p> <p>3) 都市間高速道路の無料区間の出口(有料区間と接続箇所を含む)附近において、一般道路に接して設置されている道の駅を案内する必要がある場合には、当該道の駅の最寄りの出口の手前及び出口附近に「サービス・エリア、道の駅(116の2-C)」を設置して、当該道の駅を案内するものとする。 なお、当該案内標識に表示する道の駅は、1)後段の②又は③に該当するものとする。</p> <p>(5) 非常電話及び非常駐車帯の案内 非常電話及び非常駐車帯には、それぞれ「非常電話(116の4)」、「非常駐車帯(116の6)」を設置して、その位置を案内するものとする。</p> <p>(6) 登坂車線の案内 登坂車線の始点には、「登坂車線(117の2-B)」を道路の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、その位置を案内するものとする。</p> <p>3-4 都市内高速道路の案内標識 3-4-1 経路案内 (1) 都市内高速道路の入口への案内 都市内高速道路の入口に至る一般道路の主要な交差点及びその他必要と認められる地点には、「入口の方向(103-A、B)」又は「入口の予告(104)」を設置して、都市内高速道路の入口を案内するものとする。</p> <p>(2) 方面及び距離の案内 (3) 本線相互の分岐案内</p>

現行(S61)	改正案
<p>(4) 出口案内 都市内高速道路の出口分岐点の手前及び出口分岐点付近には、「方面及び出口の予告(110-B)」及び「方面及び出口(112-B)」を設置して出口を案内するものとする。 なお、出口に直結する車線が設けられている場合には、出口の予告として「方面、車線及び出口の予告(111-B)」を設置することができる。また、出口分岐点には、「方面及び方向(108の2-D)」を設置して、本線の方向を案内するものとする。</p> <p>3-4-2 地点案内及び道路の付属施設の案内 (1) 行政境界の表示 都市内高速道路上の都府県の行政境界には「都府県(102-8)」を設置して、都府県の行政境界を表示するものとする。</p> <p>(2) 著名地点の案内 (3) 料金徴収所の案内</p> <p>(4) 非常電話及び非常駐車帯の案内 非常電話及び非常駐車帯には、それぞれ「非常電話(116の2)」、「非常駐車帯(116の4)」を設置して、その位置を案内するものとする。</p> <p>3-5 警戒標識 3-5-1 道路形状の予告 (1) 交差点の予告 前方に交差点又はロータリーがあり、視認が困難で注意を喚起する必要がある場合には、「交差点あり(201-A~D)」又は「ロータリーあり(201の2)」を設置するものとする。</p> <p>(2) 道路の平面形状の予告 単路部において当該道路前方の屈曲屈折部の存在を予告する必要がある場合には、「右(又は左)方屈曲あり(202)」、「右(又は左)方屈折あり(203)」、「右(又は左)背向屈曲あり(204)」、「右(又は左)背向屈折あり(205)」又は「右(又は左)つづら折りあり(206)」を設置するものとする。</p>	<p>(4) 出口案内 都市内高速道路の出口分岐点の手前及び出口分岐点付近には、「方面及び出口の予告(110-B)」及び「方面及び出口(112-B)」を設置して出口を案内するものとする。 ただし、出口に直結する車線が設けられている場合には、出口の予告として「方面、車線及び出口の予告(111-B)」を設置することができる。また、出口分岐点には、「方面及び方向(108の2-D)」を設置して、本線の方向を案内するものとする。</p> <p>(5) 道路の通称名 案内すべき道路の通称名のある都市内高速道路には、必要に応じて「道路の通称名(119-D)」を路端、車道の上方又は中央分離帯に設置し、道路の通称名を表示するものとする。</p> <p>(6) 高さ限度緩和指定道路 車両制限令第3条第1項第3号に規定する道路管理者が指定した道路において道路標識の設置を必要とする地点には、「高さ限度緩和指定道路(118の4-C・D)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、高さ限度緩和指定道路を表示するものとする。</p> <p>3-4-2 地点案内及び道路の付属施設の案内 (1) 行政境界の表示 都市内高速道路上の都府県境界には「都府県(102-B)」を設置して、都府県境界を表示するものとする。</p> <p>(2) 著名地点の案内 (3) 料金徴収所の案内 (4) サービス・エリアの案内 都市内高速道路の必要な地点において、「サービス・エリア、道の駅及び距離(116)」を設置して、利便施設を案内するものとする。</p> <p>都市内高速道路に接して設置されている利便施設の入口の手前及び入口付近には、「サービス・エリア、道の駅の予告(116の2-B)」及び「サービス・エリア(116の3-B)」を、分岐点には「駐車場(117-B)」を設置して、当該利便施設を案内するものとする。</p> <p>(5) 非常電話及び非常駐車帯の案内 非常電話及び非常駐車帯には、それぞれ「非常電話(116の4)」、「非常駐車帯(116の6)」を設置して、その位置を案内するものとする。</p> <p>3-5 警戒標識 3-5-1 道路形状の予告 (1) 交差点の予告 前方に交差点又はロータリーがあり、視認が困難で注意を喚起する必要がある場合には、それぞれ、「交差点あり(201-A~D)」又は「ロータリーあり(201の2)」を設置するものとする。</p> <p>(2) 道路の平面形状の予告 単路部において屈曲部又は屈折部の存在を予告する必要がある場合には、それぞれ、「右(又は左)方屈曲あり(202)」、「右(又は左)方屈折あり(203)」、「右(又は左)背向屈曲あり(204)」、「右(又は左)背向屈折あり(205)」又は「右(又は左)つづら折りあり(206)」を設置するものとする。</p>

現行(S61)	改正案
<p>(3)道路の縦断形状の予告 走行上特に注意を要する急勾配の坂の手前、<u>並びに</u>その途中で、特に慎重な運転を促す必要がある場合には、「上り急勾配あり(212の3)」又は「下り急勾配あり(212の4)」を設置するものとする。</p> <p>(4)交通流の変化の予告 3-5-2 路面又は沿道状況の予告 (1)施設の予告 (2)路面状況の予告 舗装された走行速度の高い道路において、特にすべりやすい箇所や路面の凹凸が大きい区間等で注意を喚起する必要がある場合には、「すべりやすい(209)」又は「路面凹凸あり(209の3)」を設置するものとする。</p> <p>3-5-3 気象状況、動物の飛び出し、その他の注意の予告 (1)横風の予告 強い横風のおそれがあり、道路通行者に注意を促す必要があると認められる箇所には、「横風注意(214)」を設置するものとする。</p> <p>(2)動物の飛び出しの予告 動物が飛び出すおそれがあり、道路利用者に注意を促す必要があると認められる箇所には、「動物が飛び出すおそれあり(214の2)」を設置するものとする。</p> <p>(3)その他の危険の予告 (201)～(214の2)で表示しえないその他の事由により、道路通行者に注意を促す必要があると認められる箇所には、「その他の危険(215)」を設置するものとする。</p> <p>3-6 規制標識 3-6-1 規制標識設置の基本 3-6-2 道路工事等に伴う規制標識 3-6-3 道路構造に係る通行の制限等 3-7 指示標識</p>	<p>(3)道路の縦断形状の予告 走行上特に注意を要する急勾配の坂の手前、<u>及び</u>その途中で、特に慎重な運転を促す必要がある場合には、<u>それぞれ</u>、「上り急勾配あり(212の3)」又は「下り急勾配あり(212の4)」を設置するものとする。</p> <p>(4)交通流の変化の予告 3-5-2 路面又は沿道状況の予告 (1)施設の予告 (2)路面状況の予告 1) 舗装された走行速度の高い道路において、特にすべりやすい箇所 <u>又は路面の凹凸が大きい区間等</u>で注意を喚起する必要がある場合には、「すべりやすい(209)」<u>又は「路面凹凸あり(209の3)」</u>を設置するものとする。</p> <p>2) 舗装された走行速度の高い道路において、路面の凹凸が大きい区間等で注意を喚起する必要がある場合には、「路面凹凸あり(209の3)」を設置するものとする。</p> <p>3-5-3 気象状況、動物の飛び出し、その他の注意の予告 (1)横風の予告 強い横風のおそれがあり、道路通行者に注意を促す必要があると認められる箇所には、「横風注意(214)」を設置するものとする。</p> <p>(2)動物の飛び出しの予告 動物が <u>道路に</u>飛び出すおそれがあり、道路利用者に注意を促す必要があると認められる箇所には、「動物が飛び出すおそれあり(214の2)」を設置するものとする。</p> <p>(3)その他の危険の予告 <u>「その他の危険(215)」は、他の警戒標識</u>で表示しえないその他の事由により、道路通行者に注意を促す必要があると認められる箇所には、<u>「その他の危険(215)」</u>を設置するものとする。</p> <p>3-6 規制標識 3-6-1 規制標識設置の基本 3-6-2 道路工事等に伴う規制標識 3-6-3 道路構造に係る通行の制限等 3-7 指示標識</p>
<p>第4章 道路標識の設計、施工</p> <p>4-1 材料 (1)標示板の基盤及び支柱 標示板の基盤及び支柱に使用される材料については、<u>十分な強度を持ち、耐久性に優れ、維持管理が容易で、しかも付近の状況に調和した材質及び形状のものでなければならない。</u></p>	<p>第4章 道路標識の設計、施工</p> <p>4-1 一般 (1)設計、施工の基本 <u>標示板の基盤及び支柱の設計、施工にあたっては、標識設置目的との適合性、構造の安全性、耐久性、施工品質の確保、維持管理の確実性及び容易さ、付近の状況との調和及び経済性を考慮しなければならない。</u></p> <p>(2)記録の保存 <u>道路標識の設置の状況を明らかにし、設計、施工に関する事項のうち将来の維持管理に必要な事項を記録し、これを保管しなければならない。</u></p> <p>4-2 材料 (1)標示板の基盤及び支柱 標示板の基盤及び支柱に使用される材料については、<u>強度、じん性、耐久性などの材質が確かなものでなければならない。また、厚さやそり等の形状寸法等の品質が確かでないといけない。</u></p>

現行(S61)	改正案
<p>(2)反射材料 反射材料は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が容易なものでなければならない。</p> <p>(3)照明装置 照明装置は視認上適切な照度を有し、耐久性があり、維持管理が容易なものでなければならない。</p> <p>4-2 構造 (1)標示板の基盤 標示板の基板は、<u>3-1-3で定める大きさとし、十分な強度を持った構造としなければならない。</u></p> <p>(2)標識の支柱 道路標識の支柱は、<u>板の大きさ及び設置場所の状況等を勘案して、十分な強度を持った構造としなければならない。</u></p> <p>4-3 <u>基礎及び施工</u> <u>道路標識の基礎は、標示板・支柱の自重及び風荷重を考慮して設計するものとする。道路標識の施工は、他の構造物及び交通に影響することなく、安全かつ確実に行わなければならない。</u></p>	<p>(2)反射材料 <u>1) 反射材料は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、施工が確実にでき、維持管理が容易なものでなければならない。</u> <u>2) 反射材料を用いる道路標識は原則として全面反射とする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射とする。</u></p> <p>(3)照明装置 照明装置は視認上適切な照度を有し、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易なものでなければならない。</p> <p>4-3 構造 (1)<u>構造の原則</u> <u>道路標識の構造は、当該道路標識の構造形式及び付近の状況を勘案し、自重、風荷重その他の当該道路標識に作用する荷重及びこれらの荷重の組みあわせに対して、十分安全なものではないなければならない。</u></p> <p>(2)<u>耐久性の検討</u> <u>道路標識の部材の設計にあたっては、経年的な劣化を考慮しなければならない。</u></p> <p>(3)<u>構造設計上の配慮事項</u> <u>標示板の基板を支柱などに取り付けるにあたっては、歩道等の第三者に対する人的被害のおそれなど、付近の状況を勘案し、必要に応じて道路標識の構造の設計において、取付け部の一部の損傷が原因となって基板が落下する可能性に配慮しなければならない。</u></p> <p>4-4 <u>施工</u> 道路標識の施工にあたっては、<u>少なくとも</u>以下を考慮しなければならない。 <u>1) 設計で前提とした条件が満足されること</u> <u>2) 付近の他構造物の使用性や安全性に影響を及ぼさないこと</u> <u>3) 交通に影響しないこと</u> <u>4) 付近の通行者等の安全が確保されること</u></p>
<p>第5章 道路標識の維持管理 5-1 概説 5-2 点検及び補修 <u>5-3 道路標識調書</u> <u>道路標識の維持管理を合理的かつ迅速に行うために道路標識調書を整備し、必要な事項を記載することが望ましい。</u></p>	<p>第5章 道路標識の維持管理 5-1 概説 5-2 点検及び補修 <u>5-3 道路標識調書</u> <u>道路標識の維持管理を合理的かつ迅速に行うために道路標識調書を整備し、必要な事項を記載することが望ましい。</u> ※第4章(記録の保存)へ移動</p>

道路標識設置基準（素案）

第1章 総則

1-1 基準の目的

本基準は道路標識の整備に関する一般的技術的基準を定め、その合理的な計画、設計、施工及び維持管理に資することを目的とする。

1-2 適用の範囲

本基準は、道路法の道路に道路管理者が道路標識を整備する場合に適用する。

1-3 用語の定義

本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 道路標識 道路法又は道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づき、道路に設置する道路標識をいう。
- 2) 標示板 道路標識の様式を標示した板をいう。
- 3) 高速道路等 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。）に規定された高速道路等をいう。
- 4) 一般道路 高速道路等以外の道路をいう。
- 5) 都市間高速道路 高速道路等のうち都市内高速道路以外のものをいう。
- 6) 都市内高速道路 高速道路等のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第百号）第12条第1項第4号に規定する首都高速道路又は阪神高速道路、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第12条第1項に規定する指定都市高速道路及びこれらに類する道路をいう。
- 7) 歩道等 歩道等 歩道、自転車道及び自転車歩行者道をいう。

第2章 道路標識の設置体系

2-1 道路標識の機能

道路標識は、道路構造を保全し道路交通の安全と円滑を図るうえで不可欠な道路の附属物であり、道路利用者に対して、案内、警戒、規制又は指示の情報を伝達する機能を有している。その設置にあたっては、各種道路標識の機能を十分考慮のうえ一貫した情報提供がなされるよう体系的に整備するものとする。

2-2 道路標識の設置体系

道路標識は、その種類や規格、交通の特性等を勘案し、必要な整備水準が保持されるよう合理的な設置計画に基づいて設置するものとする。

2-3 目標地の案内方法の選定

案内標識による目標地の案内方法には、地名、路線番号及びそれらの組合せによる方法があり、その選定にあたっては道路の性格、目標地の知名度、道路網密度、その他を考慮するものとする。

2-4 英語併用表示

案内標識には、標識令及び「道路の案内標識の英語による表示に関する告示（平成26年国土交通省告示第372号）」に基づき、英語併用表示を行うものとする。

2-5 ピクトグラム併用表示

- 1) 「方面、方向及び距離(105-A~C)」、「方面及び距離(106-A)」、「方面及び車線(107-A, B)」、「方面及び方向の予告(108-A, B)」、「方面及び方向(108の2-A~E)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」、「方面及び出口の予告(110-A, B)」、「方面、車線及び出口の予告(111-A, B)」、「方面及び出口(112-A, B)」、「著名地点(114-A~C)」に公共施設等の名称を表示する場合には、必要に応じて、当該公共施設等の形状等を表す記号（以下、「ピクトグラム」という。）を表示することができる。
- 2) 1) により表示するピクトグラムは、表示する公共施設等の性質、種類等が容易に識別できるもの（当該公共施設等が日本工業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

2-6 公安委員会が所管する道路標識との関係

道路標識には道路管理者が設置する道路標識と都道府県公安委員会が設置する道路

標識とがあり、設置にあたっては両者の関係について次の各項に留意するものとする。

- 1) 案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識の内容がそれぞれ相互に矛盾しないよう調整を図ること。
- 2) 案内標識、警戒標識と規制標識、指示標識とは相互に補完しあい、全体として設置効果をより高めるよう調整を図ること。
- 3) 両者が設置する規制標識は、相互に競合しあわないよう調整を図ること。

第3章 道路標識の設置計画

3-1 設置計画の基本

3-1-1 設置計画の基本

(1) 設置計画の基本理念

道路標識の設置計画を定めるに際しては、次の各項に示す要件を考慮するものとする。

- 1) 適切な視認性が確保できること。
- 2) 道路利用者に対して、案内、警戒、規制又は指示の情報を適切に伝達することができること。

(2) 設置計画の決定に関する配慮事項

道路標識の設置計画を定めるに際しては、次の各項に留意の上決定するものとする。

- 1) 道路利用者の行動特性に配慮すること。
- 2) 沿道からの道路利用にとって障害にならないこと。
- 3) 維持管理の確実性及び容易さに配慮すること。
- 4) その他、道路管理上支障とならないこと。

(3) 設置計画の関係者調整

道路標識の設置計画は、当該計画に関係する道路管理者等が限定的である場合や道路利用者に与える影響が小さい場合等を除き、関係する道路管理者等で構成する委員会（以下、「道路標識適正化委員会」という。）において調整するものとする。

3-1-2 設置方式の選定

(1) 設置方式の選定に関する留意事項

道路標識の設置方式は、その種類、設置目的、路線の重要度、設計速度、維持管理の確実性及び容易さ等を勘案し、その設置効果を損なわないよう、路側式、片持式、門型式又は添架式の何れかから選定するものとする。

また、道路標識の標示板及び支柱の設置位置は、設置する地域の状況、建築限界等を勘案し、定めるものとする。

(2) 支柱及び標示板の設置高さ

1) 路側式

I) 標示板の設置高さ

標示板の設置高さ（路面から標示板の下端までの高さ）は、下記の場合を除き、1.80mを標準とする。ただし、著名地点（114-B）を表示する案内標識については、歩行者等の通行を妨げるおそれのない場合、必要に応じて、標

示板の設置高さを 1.0m まで低くすることができる。

① 道路標識を歩道等に設置する場合で、路上施設を設置するための帯状の部分がなく、かつ十分な歩道等の幅員を確保できない場合、標示板の設置高さを 2.5m 以上とするものとする。

② 積雪地域に設置する道路標識については、当該地域の積雪深等を考慮して 1.8m 以上の適切な設置高さとするものとする。

II) 支柱及び標示板の設置位置

歩道等に道路標識を設置する場合には、原則として歩車道境界と支柱及び標示板との間を 25cm 以上離すものとする。また、中央分離帯、交通島に設置する場合にも同様に分離帯端等から 25cm 以上(第 1 種第 1 級及び第 2 級の道路にあつては 50cm 以上)離すものとする。

歩道等を有しない道路にあつて、路端に道路標識を設置する場合には、路肩の外側(車道に接続する側を除く。以下同じ。)に設置することを原則とする。ただし、人家が連担しているなどの理由により路肩の外側に道路標識を設置する余裕がない場合には、路肩の内側であつて車道に接続しない側の縁線から 50cm の範囲内に設置するものとする。

2) 片持式・門型式

I) 標示板の設置高さ

標示板の設置高さは 4.7m 以上とすることが望ましく、5.0m を標準とする。

II) 支柱の設置位置

支柱の設置位置は、路側式の場合に準ずるものとする。

3) 添架式

添架式の場合の標示板の設置高さ、設置位置については、添架する施設の機能を損わないよう配慮するとともに、添架する施設の構造及び材料、道路標識の種類を考慮のうえ、路側式、片持式、門型式の場合に準じて設置するものとする。

(3) 設置方式の選定

1) 案内標識

案内標識の設置方式は、設置する案内標識の種類、設置目的、路線の重要度、設計速度等を勘案のうえ、その設置効果を損わないよう選定するものとする。

2) 警戒標識

警戒標識は原則として路側式とする。

3) 規制標識

規制標識は原則として路側式とする。

4) 指示標識

指示標識のうち「規制予告（409-A）」にあつては路側式を原則とし、「規制予告（409-B）」にあつては、片持式を原則とする。

ただし、設置場所の付近に既設の照明灯、横断歩道橋等がある場合には、上記の1）～4）にかかわらず、添架式の妥当性を検討のうえ、できるだけこれを利用することが望ましい。信号機への添架については公安委員会と協議のうえ検討することとする。また、門型式の支柱が付近にあり、他の道路標識を設置する余裕がある場合にも同様にこれを利用することが望ましい。

3-1-3 標示板・文字の寸法等

(1) 標示板・文字の寸法

一般国道及び高速自動車国道の標示板の寸法及び文字・記号等の大きさは標識令に基づくものとし、標示板、文字等の拡大率は、交通が円滑に走行できるよう、道路標識の種類と道路及び交通の状況を考慮の上、適切に対応するものとする。また、都道府県道及び市町村道の標示板の寸法及び文字・記号等の大きさは、標識令の規定にかかわらず、当該道路の管理者である地方公共団体が、標識令を参酌して定める条例に基づくものとする。

(2) 標示板の形、色

標示板の形、色は、標識令に基づくものとする。

また、「入口の方向（103-A, B）」、「方面、方向及び距離（105-A～C）」、「方面及び距離（106-A）」、「方面及び車線（107-A, B）」、「方面及び方向の予告（108-A, B）」、「方面及び方向（108の2-A～E）」、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」、「方面及び出口の予告（110-B）」、「方面、車線及び出口の予告（111-A, B）」、「方面及び出口（112-A, B）」、「出口（113-A, B）」、「サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-B）」及び「サービス・エリア（116の2-A, B）」に表示する矢印は、行き先方面の案内を明確化し、交通の安全と円滑を図るため必要がある場合には、白色以外の色とすることができる。

ただし、矢印を白色以外の色とする場合には、矢印の縁を白色とするなど色覚異常の利用者等にも配慮の上、案内標識の視認性を損なわない色とする。

3-1-4 標示板の取付角度

道路標識（著名地点（114-B）を除く。）の標示板の取付角度（標示板を路面へ投影した場合の車両進行方向に対する角度。）は、設置方式及び道路標識の種類により次に掲げるものを標準とする。

(1) 路側式

1) 警戒標識及び案内標識

ほぼ直角（ 80° ～ 90° ）

2) 規制標識及び指示標識

I) 「一方通行（326-A）」及び「自転車一方通行（326の2-A）」にあつては、平行又は斜め（ 0° ～ 45° ）とする。

II) 道路の中央に設置する場合には直角とする。

III) I) 又はII) の場合を除き、直角又は斜め（ 45° ～ 90° ）とする。

(2) 片持式及び門型式

原則として直角とする。

案内標識「著名地点（114-B）」については、道路及び歩行者交通の状況により適切な方向に取付けるものとする。

3-1-5 標示板の併設

同一の支柱に2以上の標示板を設置する場合には、次の各項に留意するものとする。

(1) 案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識の各道路標識は、相互に関連がある場合を除き、他の分類の道路標識の標示板との併設は原則として避けるものとする。ただし、本標識と補助標識の併設はこの限りではない。

(2) 同じ分類の道路標識の標示板であっても、必要以上に併設しないものとする。特に警戒標識については、2以上の設置が考えられる場合においても、そのうち最も注意を要するもののみ設置し、原則として併設はしないものとする。

(3) (1) 又は(2)に関わらず、次のような場合には、標示板の併設について検討するものとする。

1) 現に道路標識が設置されている場所に、近接して道路標識を設置する必要がある場合、又は近接した場所に新たに2以上の道路標識を設置する場合で、併設することにより設置効果が損われない場合。

2) 主として道路の構造上の理由で交通の規制が行われる場合であつて、警戒標識と規制標識を併設しようとする場合。

3-1-6 反射材料等

道路標識には、原則として、反射材料を用いるか又は照明装置を施すものとする。

3-2 一般道路の案内標識

3-2-1 経路案内

(1) 交差点の予告案内

1) 一つの交差点に交差する道路（以下、「交差道路」という。）の方面、方向をあら

かじめ案内する必要がある場合には、「方面及び方向の予告（108-A、B）」を当該交差点の手前 300m 以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、交差道路の方面、方向及びその分岐点までの距離を案内するものとする。

また、交差道路に案内すべき経路路線番号がある場合には、当該経路路線番号も表示するものとする。

- 2) 交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名をあらかじめ案内する必要がある交差点には、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108 の 3）」を交差点の手前 300m 以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名及びその分岐点までの距離を案内するものとする。

ただし、通称名のある交差道路が一般国道である場合には、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108 の 3）」にかえて、当該一般国道の国道番号を表示した「方面及び方向の予告（108-A）」を原則として設置するものとする。

- 3) 上記いずれの場合も必要に応じて高速道路等の通称名を方面として案内するものとする。
- 4) 1)、2) いずれの場合も、当該案内標識が予告であることの識別性を高める必要がある場合には、標識令別表第二の備考一（一）7に基づく表示をするものとする。

（2）交差点の案内

- 1) 交差道路の方面、方向を案内する必要がある交差点には、「方面、方向及び距離（105-A、B、C）」又は「方面及び方向（108 の 2-A、B）」を交差点の手前 150m 以内（105-A、B、C は 30m 以内）の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島、又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、交差道路の方面、方向、距離を案内するものとする。

また、交差道路に案内すべき経路路線番号がある場合には、当該経路路線番号も表示するものとする。

- 2) 交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名を案内する必要がある交差点には「方面、方向及び道路の通称名（108 の 4）」を交差点の手前 150m 以内の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島、又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名を案内するものとする。

ただし、通称名のある交差道路が一般国道である場合には「方面、方向及び道路の通称名（108 の 4）」にかえて、当該一般国道の国道番号を表示した「方面及び方向（108 の 2-A）」を原則として設置するものとする。

- 3) 上記いずれの場合も必要に応じて高速道路等の通称名を方面として案内する

ものとする。

4) 工事等のため、まわり道を示す必要がある交差点には、「まわり道 (120-A、B)」を設置して、まわり道を案内するものとする。

(3) 確認案内

(3-1) 方面及び距離

1) 長距離交通の多い主要な道路の単路部及び主要な交差点の流出部で、方面及び距離を案内する必要がある場合には、「方面及び距離 (106-A)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、進行方向の方面及び方面として表示されている目標地に至るまでの距離を案内するものとする。

また、案内標識を設置する道路に案内すべき経路路線番号がある場合には、当該経路路線番号も表示するものとする。

2) 距離表示は、案内標識の設置場所から案内している目標地の中心地点までの道路に沿った距離とする。

3) 目標地の中心地点とは、原則として、案内標識に方面として表示されている市町村の市役所又は町村役場の正面地点とする。

ただし、地域の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、主要交差点、駅、繁華街、その他当該市町村内の代表地点とする。

(3-2) 路線番号

案内すべき路線番号のある道路の主要な交差点には、国道にあつては「国道番号 (118-A)」、都道府県道にあつては「都道府県道番号 (118 の 2-A)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、道路の種類及び路線番号を表示するものとする。

また、案内すべき路線番号のある主要な道路の交差点には、国道にあつては「国道番号 (118-B、C)」、都道府県道にあつては「都道府県道番号 (118 の 2-B、C)」を左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、道路の種類及び路線番号を表示するものとする。

(3-3) 道路の通称名

1) 案内すべき道路の通称名のある道路の主要な交差点等には、「道路の通称名 (119-A、B)」を左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、当該道路の通称名及びその方向を表示するものとする。

2) 案内すべき道路の通称名のある道路の単路部には、必要に応じて「道路の通称名 (119-C)」を左側の路端、中央分離帯又は交通島に設置して、道路の通称名及び

その方向を表示するものとする。

(4) 限度緩和指定道路の案内

(4-1) 総重量限度緩和指定道路

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イに規定する道路管理者が指定した道路において道路標識の設置を必要とする地点には、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、総重量限度緩和指定道路を表示するものとする。

(4-2) 高さ限度緩和指定道路

車両制限令第3条第1項第3号に規定する道路管理者が指定した道路において道路標識の設置を必要とする地点には、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、高さ限度緩和指定道路を表示するものとする。

3-2-2 地点案内

(1) 行政境界の表示

市町村境界には「市町村(101)」、都府県境界には「都府県(102-A)」及び「市町村(101)」を道路の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、当該市町村名又は都府県名を表示するものとする。

また、必要に応じて、「市町村(101)」に市町村章を表わす記号を、「都府県(102-A)9」に都府県章を表す記号を表示してもよい。

(2) 著名地点の案内

- 1) 著名地点及び著名地点への分岐点等において必要がある場合には、「著名地点(114-A)」を道路の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、著名地点又はその方向を案内するものとする。
- 2) 歩行者のための案内を行う必要がある場合には、「著名地点(114-B)」を歩道等に設置し、著名地点、方向又は距離を案内するものとする。
- 3) 駅前広場、地下鉄の出入口等の場所であって、次のいずれかに該当する場合には、「著名地点(114-B)」に、当該案内標識の位置、当該案内標識が表示する著名地点の位置及び表示する必要がある立体横断施設その他の施設の位置を表示する地図(その略図を含む。)を附置することができる。
 - ① 高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活に置いて利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動の円滑化のため

めに必要な施設を案内する必要がある場合

② 「著名地点(114-B)」を表示する標示板を複数設置する必要がある場合であって、当該案内が輻輳する場合

4) 「著名地点(114-B)」が表示する施設が、高齢者、身体障害者等が利用する施設として対応している場合であって、当該案内標識を設置した地点と案内している施設との間の経路の歩道及び立体横断施設が、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第118号。以下「バリアフリー構造基準という。)」第2章及び第3章にそれぞれ適合している場合は、「著名地点(114-B)」に車いすを使用している者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適する施設である旨を表す記号(以下、「シンボルマーク」という。)を表示することができる。

(3) 現在地の表示

主要な交差点、主要な町・丁目、主要な橋やトンネル等交通上の主要な目標となる地点には、「主要地点(114の2-A、B)」を道路の左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、現在地の地点名を表示するものとする。

3-2-3 道路の附属施設の案内

(1) 待避所

1車線の道路又は車両のすれ違いが困難な道路で待避所のある場合には、「待避所(116の5)」を道路の路端に設置して、その位置を案内するものとする。

(2) 非常電話及び非常駐車帯

非常電話及び非常駐車帯には、それぞれ「非常電話(116の4)」、「非常駐車帯(116の6)」を設置してその位置を案内するものとする。

「非常駐車帯(116の6)」を設置する場合には、設置の目的が達せられるよう、必要に応じて、あらかじめ都道府県公安委員会と連絡調整を図るものとする。

(3) 駐車場

道路管理者が設置又は管理する駐車場の入口付近には、「駐車場(117-A)」を設置して、その位置を案内するものとする。

(4) 登坂車線

登坂車線の始点には「登坂車線(117の2-A)」を道路の左側の路端、車道の上方又

は中央分離帯に設置して、その位置を案内するものとする。

(5) エレベーター、エスカレーター、傾斜路

次の場所に、「エレベーター (121-A~C)」、「エスカレーター (122-A~C)」及び「傾斜路 (123-A~C)」を設置して、その位置を案内するものとする。

また、道路又は道路附属物でない施設を案内する場合には、あらかじめ当該施設の管理者との調整を図るものとする。

- 1) 立体横断施設に設けるエレベーター、エスカレーター及び傾斜路（道路法による道路であるものに限る）の昇降口近傍(概ね 10m 程度)であって、当該施設が確認しにくい地点から視認できる場所
- 2) 前号に掲げる施設の昇降口であって、当該施設の昇降口である旨を表す必要のある場所（道路施設である壁面を含む）
- 3) 一般の歩行者等が利用する事が見込まれるエレベーター、エスカレーター及び傾斜路（道路法による道路であるものを除く）の昇降口近傍であって、当該施設が確認しにくい地点から視認できる場所
- 4) 前号に掲げる施設の昇降口であって、当該施設の昇降口である旨を表す必要のある場所（当該施設の利用時間が限られている場合には、その時間帯も合わせて明示することとする）

(6) 乗合自動車停留所

次の各号のいずれかに該当する場所には、「乗合自動車停留所 (124-A~C)」を設置して、その位置を案内するものとする。

また、当該案内標識により乗合自動車停留所を案内する場合には、あらかじめ当該乗合自動車停留所の管理者との調整を図るものとする。

- 1) 鉄道駅、旅客船ターミナル等の出入口付近において、自動車停留所が確認しにくい地点から視認できる場所
- 2) 乗合自動車停留所である旨を表す必要のある場所（道路附属物である上屋を含む）

(7) 路面電車停留場

次の各号のいずれかに該当する場所には、「路面電車停留所 (125-A~C)」を設置して、その位置を案内するものとする。

また、当該案内標識により路面電車停留所を案内する場合には、あらかじめ当該路面電車停留所の管理者との調整を図るものとする。

- 1) 鉄道駅、旅客船ターミナル等の出入口付近において、当該路面電車停留場が確認しにくい地点から視認できる場所

- 2) 路面電車停留場近傍の歩道等において、当該路面電車停留場が視認しにくい地点から視認できる場所
- 3) 路面電車停留場である旨を表す必要のある場所（道路附属物である上屋を含む）

（８）便所

道路に接して設けられた便所又は道路の沿道に設けられた一般の歩行者が利用する事が見込まれる便所の出入口近傍に置いて、当該便所が確認しにくい地点から視認できる場所には、「便所（126-A～C）」を設置して、便所が設置されている場所を案内するものとする。

また、道路又は道路附属物でない施設の便所を案内する場合には、あらかじめ当該施設の管理者と調整を図るものとする。

（９）シンボルマークの表示

（３）、（５）（エスカレーターを案内する場合を除く）及び（８）により、駐車場、エレベーター、傾斜路及び便所を案内する場合には、当該案内標識が表示する施設において、それぞれ次の各号に適合する場合には、シンボルマークを表示することができる。

- 1) 駐車場 バリアフリー構造基準第 6 章に該当する場合。
- 2) エレベーター バリアフリー構造基準第 12 条に該当する場合。
- 3) 傾斜路 バリアフリー構造基準第 13 条に適合する場合。
- 4) 便所 バリアフリー構造基準第 30 条から第 32 条に適合する場合。

3-3 都市間高速道路の案内標識

3-3-1 経路案内

（１）都市間高速道路の入口への案内

都市間高速道路の入口に至る一般道路の主要な交差点及びその他必要と認められる地点には、「入口の方向（103-A、B）」、「入口の予告（104）」を設置して、都市間高速道路の入口を案内するものとする。

また、必要がある場合には、無料区間又は有料区間の区別を表示することができる。この場合には、無料区間又は有料区間の別及び入口の名称を表示することを基本し、無料又は有料の区間について誤解を招くことのない範囲において、地域の状況に応じた表示方法とすることができる。

（２）インターチェンジ内における方面及び方向の案内

インターチェンジのランプ相互の分岐点及び必要と認められる導流路相互の

分岐点には、「方面及び方向（108 の 2-E）」を設置して、方面及び方向を案内するものとする。

（3）方面及び距離の確認

都市間高速道路に流入した地点、及びインターチェンジ間隔が大きい場合にはその中間地点に、「方面及び距離（106-B）」を設置して、方面及び距離を案内するものとする。

（4）本線相互の分岐案内

都市間高速道路の本線相互の分岐地点の手前には、「方面及び車線（107-A）」、「方面及び方向（108 の 2-C）」を設置して、本線相互の分岐の案内を行うものとする。

（5）出口案内

都市間高速道路の出口分岐点の手前及び出口分岐点付近には、「出口の予告（109）」、「方面及び出口の予告（110-A）」、「方面及び出口（112-A）」及び「出口（113-A、B）」を設置して、出口の予告、行動点及び分岐点を案内するものとする。

なお、出口に直結する車線が設けられている場合には、出口の予告として、「方面、車線及び出口の予告（111-A）」を設置することができる。

（6）高さ限度緩和指定道路

車両制限令第3条第1項第3号に規定する道路管理者が指定した道路において道路標識の設置を必要とする地点には、「高さ限度緩和指定道路（118 の 4-C・D）」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯に設置して、高さ限度緩和指定道路を表示するものとする。

3-3-2 地点案内及び道路の付属施設の案内

（1）行政境界の表示

都市間高速道路上の都府県境界には、「都府県（102-B）」を設置して、都府県境界を表示するものとする。

（2）著名地点の表示

河川、湖、トンネルなど交通の目標となる地点には、「著名地点（114-C）」を設置して、その名称を表示するものとする。

（3）料金徴収所の案内

都市間高速道路の本線上において、料金徴収所がある地点の手前には、「料金徴収所(115)」を設置して、前方に料金徴収所があることを表示するものとする。

(4) サービス・エリア、道の駅の案内

1) 都市間高速道路の必要な地点において、「サービス・エリア、道の駅及び距離(116)」を設置して、利便施設を案内するものとする。

当該案内標識に表示する道の駅は、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 都市間高速道路の無料区間に接して設置されている道の駅
- ② 都市間高速道路の無料区間の出口（有料区間との接続箇所を含む）の近傍（一般道路との交差部から概ね1km以内を原則とし、なるべく500m以内とすることが望ましい。）であって、一般道路に接して設置されている道の駅
- ③ 無料区間の出口（有料区間と接続箇所を含む）間に設置されている道の駅であって、都市間高速道路の通行者の走行距離が著しく変化しない場合であって、当該出口の前後区間に相当程度利便施設が存在しない場合。

2) 都市間高速道路に接して設置されている利便施設の入口の手前及び入口付近には、「サービス・エリア、道の駅の予告(116の2-A)」及び「サービス・エリア(116の3-A)」を、分岐点には「駐車場(117-B)」を設置して、当該利便施設を案内するものとする。

3) 都市間高速道路の無料区間の出口（有料区間と接続箇所を含む）附近において、一般道路に接して設置されている道の駅を案内する必要がある場合には、当該道の駅の最寄りの出口の手前及び出口附近に「サービス・エリア、道の駅(116の2-C)」を設置して、当該道の駅を案内するものとする。

なお、当該案内標識に表示する道の駅は、1)後段の②又は③に該当するものとする。

(5) 非常電話及び非常駐車帯の案内

非常電話及び非常駐車帯には、それぞれ「非常電話(116の4)」、「非常駐車帯(116の6)」を設置して、その位置を案内するものとする。

なお、「非常駐車帯(116の6)」を設置する場合には、設置の目的が達せられるよう、必要に応じて、あらかじめ都道府県公安委員会と連絡調整を図るものとする。

(6) 登坂車線の案内

登坂車線の始点には、「登坂車線(117の2-B)」を道路の左側の路端、車道の上方や中央分離帯に設置して、その位置を案内するものとする。

3-4 都市内高速道路の案内標識

3-4-1 経路案内

(1) 都市内高速道路の入口への案内

都市内高速道路の入口に至る一般道路の主要な交差点及びその他必要と認められる地点には、「入口の方向(103-A、B)」又は「入口の予告(104)」を設置して、都市内高速道路の入口を案内するものとする。

(2) 方面及び距離の案内

都市内高速道路の入口又はその付近の車道上には、「方面及び距離(106-C)」を設置して、都市内高速道路の方面及び距離を案内するものとする。

(3) 本線相互の分岐案内

都市内高速道路の本線相互の分岐点の手前及び分岐点付近には、「方面及び方向(108の2-C、E)」を設置して、本線相互の分岐の案内を行うものとする。

(4) 出口案内

都市内高速道路の出口分岐点の手前及び出口分岐点付近には、「方面及び出口の予告(110-B)」及び「方面及び出口(112-B)」を設置して出口を案内するものとする。

ただし、出口に直結する車線が設けられている場合には、出口の予告として「方面、車線及び出口の予告(111-B)」を設置することができる。また、出口分岐点には、「方面及び方向(108の2-D)」を設置して、本線の方向を案内するものとする。

(5) 道路の通称名

案内すべき道路の通称名のある都市内高速道路には、必要に応じて「道路の通称名(119-D)」を路端、車道の上方又は中央分離帯に設置し、道路の通称名を表示するものとする。

(6) 高さ限度緩和指定道路

車両制限令第3条第1項第3号に規定する道路管理者が指定した道路において道路標識の設置を必要とする地点には、「高さ限度緩和指定道路(118の4-C・D)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、高さ限度緩和指定道路を表示するものとする。

3-4-2 地点案内及び道路の付属施設の案内

(1) 行政境界の表示

都市内高速道路上の都府県境界には「都府県 (102-B)」を設置して、都府県境界を表示するものとする。

(2) 著名地点の表示

河川、湖、トンネルなど交通の目標となる地点には、「著名地点 (114-C)」を設置して、その名称を表示するものとする。

(3) 料金徴収所の表示

都市内高速道路の本線上において、料金徴収所がある地点の手前には「料金徴収所 (115)」を設置して、前方に料金徴収所があることを表示するものとする。

(4) サービス・エリアの案内

都市内高速道路の必要な地点において、「サービス・エリア、道の駅及び距離 (116)」を設置して、利便施設を案内するものとする。

都市内高速道路に接して設置されている利便施設の入口の手前及び入口付近には、「サービス・エリア、道の駅の予告 (116 の 2-B)」及び「サービス・エリア (116 の 3-B)」を、分岐点には「駐車場 (117-B)」を設置して、当該利便施設を案内するものとする。

(5) 非常電話及び非常駐車帯の案内

非常電話及び非常駐車帯には、それぞれ「非常電話 (116 の 4)」、「非常駐車帯 (116 の 6)」を設置して、その位置を案内するものとする。

なお、「非常駐車帯 (116 の 6)」を設置する場合には、設置の目的が達せられるよう、必要に応じて、あらかじめ都道府県公安委員会と連絡調整を図るものとする。

3-5 警戒標識

3-5-1 道路形状の予告

(1) 交差点の予告

前方に交差点又はロータリーがあり、視認が困難で注意を喚起する必要がある場合には、それぞれ、「交差点あり (201-A~D)」又は「ロータリーあり (201 の 2)」を設置するものとする。

(2) 道路の平面形状の予告

単路部において屈曲部又は屈折部の存在を予告する必要がある場合には、それぞれ、「右（又は左）方屈曲あり（202）」、「右（又は左）方屈折あり（203）」、「右（又は左）背向屈曲あり（204）」、「右（又は左）背向屈折あり（205）」又は「右（又は左）つづら折りあり（206）」を設置するものとする。

(3) 道路の縦断形状の予告

走行上特に注意を要する急勾配の坂の手前、及びその途中で、特に慎重な運転を促す必要がある場合には、それぞれ、「上り急勾配あり（212の3）」又は「下り急勾配あり（212の4）」を設置するものとする。

(4) 交通流の変化の予告

道路形状又は道路工事等のため、ある部分又はある箇所から交通流が変化することを知らせる必要がある場合には、その状況に応じ、「合流交通あり（201）」、「車線数減少（211）」、「幅員減少（212）」、「二方向交通（212の2）」又は「道路工事中（213）」を設置するものとする。

3-5-2 路面又は沿道状況の予告

(1) 施設の予告

前方に踏切又は信号機があり、視認が困難で注意を喚起する必要がある場合には、「踏切あり（207-A、B）」又は「信号機あり（208の2）」を、また、学校・幼稚園・保育所等に入出入りする児童あるいは幼児などを保護する必要がある場合には、「学校・幼稚園・保育所等あり（208）」を設置するものとする。

(2) 路面状況の予告

- 1) 舗装された走行速度の高い道路において、特にすべりやすい箇所で注意を喚起する必要がある場合には、「すべりやすい（209）」を設置するものとする。
- 2) 舗装された走行速度の高い道路において、路面の凹凸が大きい区間等で注意を喚起する必要がある場合には、「路面凹凸あり（209の3）」を設置するものとする。

(3) 沿道の危険の予告

路側よりの落石のおそれがあり、道路通行者に注意を促す必要がある場合には、「落石のおそれあり（209の2）」を設置するものとする。

3-5-3 気象状況、動物の飛び出し、その他の注意の予告

(1) 横風の予告

強い横風のおそれがあり、道路通行者に注意を促す必要があると認められる箇所には、「横風注意 (214)」を設置するものとする。

(2) 動物の飛び出しの予告

動物が道路に飛び出すおそれがあり、道路利用者に注意を促す必要があると認められる箇所には、「動物が飛び出すおそれあり (214の2)」を設置するものとする。

(3) その他の危険の予告

「その他の危険(215)」は、他の警戒標識で表示しえないその他の事由により、道路通行者に注意を促す必要があると認められる箇所に設置するものとする。

3-6 規制標識

3-6-1 規制標識設置の基本

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、若しくは自動車専用道路等の道路の出入の制限を明らかにするため、次の場合に規制標識を設置するものとする。

- (1) 道路法第46条第1項若しくは第3項又は第47条第3項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限する場合。
- (2) 車両制限令で定める車両についての制限に関する基準を特に明示する必要があると認められる場合。
- (3) 高速自動車国道、自動車専用道路、自転車専用道路等の入口、その他必要な場所に出入の制限の対象を明示する場合。

3-6-2 道路工事等に伴う規制標識

- (1) 道路法第46条第1項の規定に基づき、道路の通行を禁止し、又は制限する場合には、必要な場所に所要の規制標識を設置するものとする。
- (2) 車両制限令第10条の規定に基づき、徐行その他の通行方法を定めたときは、当該通行方法を特に明示する必要があると認められる場所に、所要の規制標識を設置するものとする。

3-6-3 道路構造に係る通行の制限等

(1) 危険物積載車両通行止め

道路法第46条第3項の規定に基づき、水底トンネル等の区間において、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、当該区間の前面における左側の路端に「危険物積載車両通行止め(319)」を設置するものとする。

(2) 道路構造に係る車両の重量又は高さの制限

- 1) 道路法第47条第3項の規定に基づき、車両でその重量又は高さが安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限する場合には、必要な場所に「重量制限(320)」又は「高さ制限(321)」を設置するものとする。
- 2) 車両制限令第7条第1項若しくは第2項の規定に基づき、車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度値を定めた場合、当該限度値を特に明示する必要があると認められる場所には、「重量制限(320)」を設置するものとする。

(3) 最大幅の明示

車両制限令第5条又は第6条で定める道路との関係において通行できる車両の最大幅を特に明示する必要があると認められる場合には、当該道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端に「最大幅(322)」を設置するものとする。

(4) 専用道路の指定に基づく出入制限の対象の明示

高速自動車国道又は自動車専用道路、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路の指定がなされた道路にあつては、通行の禁止又は制限の対象を明示するため、当該道路の入口その他必要な場所の路端に「自動車専用(325)」、「自動車専用(325の2)」、「自動車及び歩行者専用(325の3)」又は「歩行者専用(325の4)」を設置するものとする。

3-7 指示標識

3-6に係る各種の規制を行う際において、交通の安全及び円滑を図るため必要がある場合には、「規制予告(409-A、B)」を設置するものとする。

第4章 道路標識の設計、施工

4-1 一般

(1) 設計、施工の基本

標示板の基板及び支柱の設計、施工にあたっては、構造の安全性、耐久性、施工品質の確保、維持管理の確実性及び容易さ、付近の状況との調和及び経済性を考慮しなければならない。

(2) 記録の保存

道路標識の設置の状況を明らかにし、設計、施工に関する事項のうち将来の維持管理に必要な事項を記録し、これを保管しなければならない。

4-2 材料

(1) 標示板の基板及び支柱

標示板の基板及び支柱に使用される材料については、強度、じん性、耐久性などの材質が確かなものでなければならない。また、厚さやそり等の形状寸法等の品質が確かでなければならない。

(2) 反射材料

- 1) 反射材料は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、施工が確実にでき、維持管理が容易なものでなければならない。
- 2) 標識は原則として全面反射とする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射とする。

(3) 照明装置

照明装置は視認上適切な照度を有し、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易なものでなければならない。

4-3 構造

(1) 構造の原則

道路標識の構造は、当該道路標識の構造形式及び付近の状況を勘察し、自重、風荷重その他の当該道路標識に作用する荷重及びこれらの荷重の組みあわせに対して、十分安全なものでなければならない。

(2) 構造設計上の配慮事項

標示板の基板を支柱などに取り付けるにあたっては、歩道等の第三者に対する人的

被害のおそれなど、付近の状況を勘案し、必要に応じて道路標識の構造の設計において、取付け部の一部の損傷が原因となって基板が落下する可能性に配慮しなければならない。

(3) 耐久性の検討

道路標識の部材設計にあたっては、腐食や疲労等の経年的な劣化を考慮しなければならない。

4-4 施工

道路標識の施工にあたっては、少なくとも以下を考慮しなければならない。

- 1) 設計で前提とした条件が満足されること
- 2) 付近の他構造物の使用性や安全性に影響を及ぼさないこと
- 3) 交通に影響しないこと
- 4) 付近の通行者等の安全が確保されること

第5章 道路標識の維持管理

5-1 概説

道路標識は、設置後においてその効用がそこなわれることがないよう維持管理を十分に行い、常に良好な状態に保たれるよう配慮しなければならない。

5-2 点検及び補修

道路標識は、個々の標識が相互に有機的なつながりを持ち、一貫した道路交通上の指示を与えるものであるから、適宜巡回点検を行う必要がある。また台風等の異常気象の直後にも点検を行うことが望ましい。

点検により異常を認めた場合は速やかに補修しなければならない。建築限界を侵している場合は大きな事故につながるおそれもあるので特に速やかに補修しなければならない。

○道路緑化技術基準(S63都市局長・道路局長)改正素案 新旧対照表

現行(S63)	改正案
<p>第1章 総則</p> <p>1-1 基準の目的 本基準は、道路緑化の一般的技術的基準を定め、その合理的な計画、設計、施工、管理を行うのに資することを目的とする。</p> <p>1-2 適用の範囲 本基準は、<u>道路法</u>の道路において、緑化を図る場合に適用する。</p> <p>1-3 用語の定義</p> <p>1 道路緑化 <u>道路機能の向上と環境保全を目的として、道路区域内に既存の樹木を保全し、又は新たに植栽し、これらを管理することをいう。</u></p> <p>2 道路植栽 道路緑化により道路<u>用地の中にとり入れた</u>樹木等をいう。</p> <p>3 街路樹(並木) <u>道路用地の中に列状に植栽される高木をいう。</u></p> <p>4 高木 <u>樹高3m以上の</u>樹木をいう。</p> <p>5 中木 <u>樹高1m以上3m未満の</u>樹木をいう。</p> <p>6 低木 <u>樹高1m未満の</u>樹木をいう。</p> <p>7 芝 <u>芝を造成する目的で植栽されるイネ科の草本植物をいう。</u></p> <p>8 地被植物 地表面<u>及び壁面を被覆する目的で植栽される植物(芝を除く。)</u>をいう。</p> <p>9 草花 花<u>及びそれに類するものを</u>観賞する目的で植栽される草本植物をいう。</p> <p>10 植栽地 <u>既存の樹木等を保全し、又は新たに植栽する場所をいう。植栽地として利用できる場所は、専ら樹木等の植栽を目的として確保される植樹帯のほか、歩道、分離帯、道路のり面等である。なお、草花を植栽するための花壇も植栽地に含まれる。</u></p> <p>11 植樹帯 <u>専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又はさくその他これに類する工作物(以下「縁石等」という。)</u>により区画して設けられる帯状の道路の部分をいう。</p> <p>12 植樹樹 <u>主として街路樹(並木)を植栽するために、歩道、自転車道及び自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)</u>の一部に縁石等で区画して設けられる植栽地をいう。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1-1 基準の目的 本基準は、道路緑化の一般的技術的基準を定め、その合理的な計画、設計、施工、管理に資することを目的とする。</p> <p>1-2 適用の範囲 本基準は、道路において、緑化を図る場合に適用する。<u>なお、のり面緑化工及び防災林の造成については、本基準の対象外とする。</u></p> <p>1-3 道路緑化の基本方針 <u>道路緑化においては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、当該緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、もって、道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに、交通の安全、適切な維持管理、周辺環境との調和に留意しなければならない。</u></p> <p>1-4 用語の定義</p> <p>1 道路緑化 道路の<u>区域内において、樹木、地被植物、草花(以下、「樹木等」という。)</u>を保全又は植栽し、これらを管理することをいう。</p> <p>2 道路植栽 道路緑化により、<u>道路の区域内において、保全又は植栽され、管理された</u>樹木等をいう。</p> <p style="text-align: right;">削除</p> <p>3 高木 <u>道路緑化において、主に並木等の単木として使用する</u>樹木をいう。</p> <p>4 中・低木 <u>道路緑化において、主に列植や群植として使用する樹木をいう。なお、一定の樹高を有し遮蔽機能を有するものを中木、それより低いものを低木という。</u></p> <p>5 地被植物 <u>道路緑化において、地表面を被覆する丈の低い植物をいい、芝、木本植物、草本植物、つる性植物、ササ類等からなる。</u></p> <p>6 草花 <u>道路緑化において、花やそれに類する草本植物をいう。ただし、5の地被植物を除く。</u></p> <p>7 植栽地 樹木等を保全又は植栽する場所をいう。</p> <p style="text-align: right;">削除</p> <p style="text-align: right;">削除</p>

現行(S63)

改正案

13 環境施設帯
 「道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準について」(昭和49年4月10日付け、建設省都計発第44号・道政発第30号 都市局長・道路局長通達)に基づいて設けられる幹線道路における沿道の生活環境を保全するための道路の部分を行い、植樹帯、路肩、歩道、副道等で構成される。

14 植栽基盤
 植栽地における土壌と土壌を收容する器である植栽地構造を含めたものをいう。

8 環境施設帯
 幹線道路における沿道の生活環境を保全するための道路の部分を行い、植樹帯、路肩、歩道、副道等で構成される。

9 植栽基盤
 植物の根が支障なく伸長して、水分や養分を吸収できる土壌条件を備えている土層をいう。

第2章 道路緑化

2-1 道路緑化の基本方針

道路緑化は、道路の景観の向上及び沿道の生活環境の保全を図るとともに、道路交通の快適性、安全の確保、自然環境の保全等に資することを目的として、積極的かつ計画的にその推進を図るものとする。

2-2 道路緑化の機能

道路緑化には大きく分類して次のような機能がある。個々の道路植栽は複数の機能を有するものであり、これらの機能が総合的に発揮されるよう努めることによって、親しみのある道路環境の創出を図る必要がある。

- 1 景観向上機能
- 2 生活環境保全機能
- 3 緑陰形成機能
- 4 交通安全機能
- 5 自然環境保全機能
- 6 防災機能

削除

第3章 計画

3-1 計画

道路緑化の計画は、道路計画及び地域特性に適合した道路緑化を推進し、緑化の機能を十分に発揮させることを目的として、設計、施工、管理に至る一貫した緑化の方針を提示するものであり、計画目標として緑化目標を定め、それに基づき植栽計画及び管理計画を作成することが望ましい。

また、既存の樹木、樹林等は極力その保全に努め道路緑化の計画にとり入れる。

3-2 緑化目標

3-2-1 計画与件

緑化目標の計画与件として、道路の規格・構造、道路交通特性等の道路計画に係る事項、雪、風、雨等の気象条件、沿道土地利用、歴史・文化、自然等の地域特性に係る事項を把握するとともに、道路緑化に求められる主要な機能を把握する。

3-2-2 緑化目標

緑化目標は、植栽地の基本配置、配植の基本構造及び樹種の基本構成を定めるものである。

1 植栽地の基本配置

第2章 整備

2-1 計画

- 1) 道路計画においては、地域に求められる緑化の機能を考慮し、植栽地を適切に配置することが望ましい。
- 2) 植栽地の配置を計画する場合は、安全かつ円滑な交通の確保に留意しなければならない。
- 3) 植栽地の意匠、樹木等の基本的な構成や配置の決定にあたっては、気象条件、緑化等に関する地域の計画との整合、沿道状況、美しい景観形成、想定される維持管理水準等に留意することが望ましい。
- 4) 予定地内に保存すべき植物等がある場合は、必要に応じて存置や移植を検討することが望ましい。

削除

現行 (S63)	改正案
<p>植栽地の基本配置として、次に掲げるような場所を定める。</p> <p>(1) 植樹帯 植樹帯を設ける場合、その幅員は、1.5mを標準とすることが望ましい。</p> <p>(2) 歩道等 歩道等には街路樹(並木)を植栽するための植樹樹を設置することができる。その場合、歩道等の幅員は、道路の区分毎に定められた幅員に原則として1.5mを加えた値を確保することが望ましい。</p> <p>(3) 分離帯・交通島 分離帯及び交通島(以下「分離帯等」という。)において、これらの幅員が原則として1.5m以上ある場合には、交通視距の確保に障害とならない範囲で植栽地を設置することができる。また、花壇等については、この幅員以下であっても設置することができる。</p> <p>(4) 道路のり面 道路のり面には、その安定を阻害しない範囲で植栽地を設置することができる。</p> <p>(5) 環境施設帯 環境施設帯には、植栽地として植樹帯を確保する。その場合の植樹帯の幅は、環境施設帯の幅員が10mの場合では3m以上、20mの場合では7m以上とすることが望ましい。</p> <p>(6) インターチェンジ インターチェンジには、交通視距の確保に障害にならない範囲で植栽地を設置することができる。</p> <p>(7) サービスエリア・パーキングエリア サービスエリア及びパーキングエリア(以下「サービスエリア等」という。)には、交通視距の確保に障害とならない範囲で植栽地を設置することができる。</p>	<p>削除</p>
<p>2 配植の基本構造 配植の基本構造として、自然式植栽か規則式植栽かの植栽形式を定めるとともに、高木、中木、低木等による植栽構成及び各々の高さ、幅、枝下高等の寸法を定める。</p>	<p>削除</p>
<p>3 樹種の基本構成 樹種の基本構成として、常緑樹、落葉樹の別及び針葉樹、広葉樹の別による構成を定める。</p>	<p>削除</p>
<p>3-3 道路の分類による緑化目標 3-3-1 道路の分類 緑化目標は、道路を一般道路、自動車専用道路及び自転車専用道路等・歩行者専用道路に分類して設定する。</p>	<p>削除</p>
<p>3-3-2 一般道路の緑化目標 一般道路の緑化目標は、都市部の住居系地域、都市部の非住居系地域、地方部の集落地域、地方部の一部地域及び都市を代表する道路・景勝地の道路に区分して設定する。</p> <p>1 都市部の住居系地域</p>	<p>削除</p>

都市部の住居系地域の緑化目標は、主要幹線道路・幹線道路及び補助幹線道路・その他の道路に区分して設定する。

(1) 主要幹線道路・幹線道路

都市部の住居系地域の主要幹線道路・幹線道路における植栽地の基本配置は、車道と歩道等の間の植樹帯のほか、分離帯等を対象として行う。

配植の基本構造の植栽形式は、規則式植栽を原則とする。植栽構成は、植樹帯では高木、中木及び低木によることが望ましい。分離帯では中木又は低木によることが望ましいが、広幅員の場合は高木に中木及び低木を組合せることもできる。分離帯の交差点部及び交通島では低木によることが望ましい。なお、交通島では状況に応じて高木及び低木によることもできる。また、環境施設帯の植樹帯の植栽形式は、自然式植栽又は規則式植栽とし、植栽構成は、幅員に応じて多層構造とすることが望ましい。

植樹の基本構成は、生育条件を検討したうえで、周辺の現存植生の樹種構成及び必要とする緑化の機能に応じて決定する。

(2) 補助幹線道路・その他の道路

都市部の住居系地域の補助幹線道路・その他の道路における植栽地の基本配置は、車道と歩道等の間の植樹帯又は歩道等の車道寄りの植樹帯を対象として行う。

配色の基本構造の植栽形式は、規則式植栽を原則とする。植栽構成は、高木及び低木によることが望ましい。

樹種の基本構成は、生育条件を検討したうえで、周辺の現存植生の樹種構成及び必要とする緑化の機能に応じて決定する。

2 都市部の非住居系地域

都市部の非住居系地域の緑化目標は、商業系地域及び工業系地域別に、主要幹線道路・幹線道路及び補助幹線道路・その他の道路に区分して設定する。このうち、補助幹線道路・その他の道路については前項「1 都市部の住居系地域」のそれに準ずるが、主要幹線道路・幹線道路については次のとおりとする。

(1) 商業系地域

都市部の非住居(商業)系地域の主要幹線道路・幹線道路における植栽地の基本配置は、植樹帯、歩道等の植樹帯及び分離帯等を対象とし、歩道部と車道部が一体となるように行う。

配植の基本構造の植栽形式は、規則式植栽を原則とする。植栽構成は、高木を主体に低木及び草花を適宜加えた開放的なものとするが望ましい。

樹種の基本構成は、生育条件を検討したうえで、周辺の現存植生の樹種構成及び必要とする緑化の機能に応じて決定する。

(2) 工業系地域

都市部の非住居(工業)系地域の主要幹線道路・幹線道路における植栽地の基本配置は、車道と歩道等の間の植樹帯のほか、状況に応じて分離帯等を対象として行う。

配植の基本構造の植栽形式は、規則式植栽を原則とする。植栽構成は、植樹帯では高木及び低木によることが望ましい。分離帯等では中木又は低木によることが望ましいが、広幅員の場合はこれに高木を加えることもできる。

樹種の基本構成は、生育条件を検討したうえで、周辺の現存植生の樹種構成及び必要とする緑化の機能に応じて決定する。

3 地方部の集落地域

地方部の集落地域の主要幹線道路・幹線道路における植栽地の基本配置は、車道と歩道等の間の植樹帯又は歩道等の車道寄りの植樹帯のほか、状況に応じて分離帯等を対象として行う。

配植の基本構造の植栽形式は、規則式植栽を原則とする。植栽構成は、植樹帯及び植樹帯では高木及び低木、分離帯等では中木又は低木によることが望ましい。

樹種の基本構成は、生育条件を検討したうえで、周辺の現存植生の樹種構成及び必要とする緑化の機能に応じて決定する。

4 地方部の一般地域

削除

削除

削除

地方部の一般地域の主要幹線道路・幹線道路における植栽地の基本配置は、道路のり面等を対象として行う。
 配植の基本構造の植栽形式は、自然式植栽又は規則式植栽とする。植栽構成は、高木及び中木を主体としたものとするのが望ましい。
 樹種の基本構成は、生育条件を検討したうえで、周辺の現存植生の樹種構成及び必要とする緑化の機能に応じて決定する。

削除

5 都市を代表する道路・景勝地の道路

(1) 都市を代表する道路

都市を代表する道路における植栽地の基本配置は、植樹帯のほか、歩道等、分離帯等を対象として行い、道路幅員、沿道状況等に対応した均整のとれた配置とする。
 配植の基本構造の植栽形式は、規則式植栽を原則とするが、広場等では自然式植栽とすることもできる。植栽構成は、高木及び低木を主体としたものとするのが望ましい。
 樹種の基本構成は、生育条件を検討したうえで、周辺の現存植生の樹種構成及び必要とする緑化の機能に応じて決定する。

削除

(2) 景勝地の道路

景勝地の道路における植栽地の基本配置は、道路のり面等を対照として行う。
 配植の基本構造の植栽形式は、自然式植栽を原則とするが、必要とする緑化の機能によっては規則式植栽とすることもできる。植栽構成は、高木、中木及び低木を組合せたものとするのが望ましい。
 樹種の基本構成は、周辺の現存植生の樹種構成に基づくのが望ましい。

3-3-3 自動車専用道路の緑化目標

自動車専用道路の緑化目標は、都市部、地方部、インターチェンジ及びサービスエリア等に区分して設定する。

削除

1 都市部

都市部を通過する自動車専用道路における植栽地の基本配置は、植樹帯のほか、状況に応じて分離帯及び道路のり面を対象として行う。
 配植の基本構造の植栽形式は環境施設帯の植樹帯及び道路のり面では自然式植栽を原則とするが、必要とする緑化の機能によっては規則式植栽とすることもできる。分離帯では規則式植栽を原則とする。植栽構成は、環境施設帯の植樹帯では高木、中木及び低木による多層構造とすることが望ましく、分離帯では中木によるのが望ましい。道路のり面では必要とする緑化の機能に応じて決定する。
 樹種の基本構成は、生育条件を検討したうえで、周辺の現存植生の樹種構成及び必要とする緑化の機能に応じて決定する。

削除

2 地方部

地方部を通過する自動車専用道路における植栽地の基本配置は、状況に応じて分離帯及び道路のり面を対象として行う。
 配植の基本構造の植栽形式は、分離帯では規則式植栽を原則とするが、分離帯の幅員が広い場合は自然式植栽とすることもできる。道路のり面では自然式植栽を原則とするが、必要とする緑化の機能によっては規則式植栽とすることもできる。植栽構成は、分離帯では中木によるのが望ましいが、分離帯の幅員が広い場合は高木を加えることもできる。道路のり面では必要とする緑化の機能に応じて決定する。
 樹種の基本構成は、生育条件を検討したうえで、周辺の現存植生の樹種構成及び必要とする緑化の機能に応じて決定する。

削除

3 インターチェンジ

インターチェンジにおける植栽地の基本配置は、道路のり面等を対象として行うが、交通視距の確保に留意する。
 配植の基本構造の植栽形式は、自然式植栽を原則とするが、必要とする緑化の機能によっては規則式植栽とすることもできる。植栽構成は、ランプ沿いでは高木又は中木、その他の要所要所では高木及び低木を主体とすることが望ましい。
 樹種の基本構成は、生育条件を検討したうえで、周辺の現存植生の樹種構成及び必要とする緑化の機能に応じて決定する。

削除

4 サービスエリア等

現行(S63)

改正案

サービスエリア等における植栽地の基本配置は、園地、外側分離帯及び道路のり面を対象として行う。
 配植の基本構造の植栽形式は、自然式植栽を標準とする。植栽構成は、園地では高木及び低木による組合せとし、外側分離帯では高木、中木及び低木による多層構造とすることが望ましい。道路のり面では必要とする緑化の機能に応じて決定する。
 樹種の基本構成は、生育条件を検討したうえで、周辺の現存植生の樹種構成及び必要とする緑化の機能に応じて決定する。

削除

3-3-4 自転車専用道路等及び歩行者専用道路の緑化目標

自転車専用道路及び歩行者専用道路における緑化目標は次のとおりとする。
 植栽地の基本配置は、道路のり面及び広場等を対象として行う。
 配植の基本構造の植栽形式は、自然式植栽を標準とする。植栽構成は、高木及び低木によることが望ましい。
 樹種の基本構成は、周辺の現存植生の樹種構成に基づくことが望ましい。

削除

3-3-5 構造物周辺等の緑化目標

遮音壁周囲、橋梁等の構造物周辺、駐車場等における緑化目標は次のとおりとする。
 植栽地の基本配置は、遮音壁周囲、構造物周辺、駐車場等の適切な位置を対象として行う。
 配植の基本構造の植栽形式は、自然式植栽を原則とし、植栽構成は、構造物等との景観的調和及び緑量の増大が図れるように決定する。駐車場の植栽構成は、高木及び低木によることが望ましい。
 樹種の基本構成は、周辺の現存植生の樹種構成に基づくことが望ましい。

削除

2-2 設計

- 1) 植栽設計(植栽地の平面配置、樹種等、樹木等の具体の構成や配置の決定)にあたっては、地域に求められる緑化の機能を考慮するとともに、安全かつ円滑な交通の確保や他の構造物の保全、植栽基盤、想定される維持管理水準、周辺の植生への影響等に留意しなければならない。
- 2) 高木は、植栽しようとする樹種の成長特性等を理解の上、目標とする樹形、樹高を想定し、植栽する道路空間や維持管理水準(剪定頻度等)に見合った樹種、植栽間隔とすることが望ましい。
- 3) 中・低木を配する場合は、供用後の枝葉の繁茂や剪定頻度等も考慮に入れ、交差点の視距や横断歩道を横断中及び横断しようとする歩行者の視認性、歩行者や車面の通行空間の確保に支障を生じないように留意しなければならない。
- 4) 植栽地において雑草の発生等が見込まれる場合は、地被植物等により緑化することが望ましい。
- 5) 他の構造物の点検や維持修繕が困難となる場所は植栽地としてはならない。また、樹木等の具体の配置の決定にあたっては、樹木等の成長により他の構造物に影響が生じないように留意しなければならない。
- 6) 環境施設帯は、沿道環境が適切に保全されるように樹木等の具体の配置を定めなければならない。また、幼木植栽により樹林を造成する場合は、成長に応じた間伐等を考慮し樹木等の具体の配置を設計することが望ましい。

3-4 植栽計画

3-4-1 計画与件

植栽計画の計画与件として、緑化目標のほか、道路緑化の完成する概略の時期を把握する。

3-4-2 植栽計画

緑化目標を適切に達成するために植栽計画を定める。
 植栽計画は、植栽地の詳細、樹種等の詳細及び配植の詳細を定めるものである。

3-4-3 植栽地の詳細

植栽地の詳細として、植栽地の平面配置を定める。

3-4-4 樹種等の詳細

樹種等の詳細として、具体的な樹種等を定める。なお、一般的な留意点として次の点を考慮する。

1 樹木

- (1) 道路空間規模に見合った樹種であること。
- (2) 地域特性に対応した樹種であること。
- (3) 気候及び気象条件に適した樹種であること。
- (4) 積雪地域にあつては冠雪害を受けにくい樹種とすること。
- (5) 不良土壌に対しては環境適応力の大きい樹種とすること。
- (6) 姿が美しい樹種であること。
- (7) 病虫害に強く、歩行者等に害がない樹種であること。
- (8) 活着しやすく、成長良好な樹種であること。
- (9) 維持管理の容易な樹種であること。
- (10) 調達容易な樹種であること。

2 芝

芝は、日本芝を用いるのを原則とするが、寒冷地では西洋芝とすること。

3 地被植物

地被植物は、土壌、構造物等の被覆、植栽不適地への緑化拡大等、一般の樹木にみられない利点を有するので、それらをよく把握し適材適所の選定に努めること。

4 草花

草花は、花が華やかで色も多彩であるので、それらをよく把握し適材適所の選定に努めること。また、樹木その他の植物材料に比較して、観賞期間が短く病虫害に弱いものが多いので、なるべくこれらの欠点の少ないものを選定すること。

3-4-5 配植の詳細

配植の詳細として、配植デザイン、植栽密度、形状寸法等を定める。なお、一般的な留意点として次の点を考慮する。

- (1) 必要とする緑化の機能を発揮しやすいこと。
- (2) 管理が容易であること。
- (3) 完成時期の目標に対応すること。
- (4) 道路の円滑な交通を阻害しないこと。
- (5) 多様な視点及び移動速度に対応すること。
- (6) 病虫害の発生しやすい樹種による単一樹種一斉植栽は避けるのが望ましいこと。
- (7) 積雪地域においては、降積雪時の管理に配慮した形状寸法とすることが望ましいこと。
- (8) 強(潮)風地域では群植とすることが望ましいこと。

3-5 管理計画

3-5-1 計画与件

管理計画の計画与件として、緑化目標及び植栽計画を把握する。

削除

3-5-2 管理計画

道路緑化を適切に推進するために、管理計画を策定することが望ましい。

管理計画は、植栽後の生育段階及び季節の変化に配慮して定めることが望ましい。

削除

第4章 設計・施工

4-1 設計・施工の基本

4-1-1 設 計

道路緑化の設計は計画に基づいて行うものとし、植栽基盤等の植栽地に係る諸条件のほか、気温、風等の気象に係る諸条件等を十分に把握し、道路植栽の良好な生育を図るための条件整備に努める。

2-3 施工

- 1) 樹木等の植栽は、植物や地域の特性に応じた時期、手法で行うことが望ましい。また、植栽の活着状況に応じ適切な保護養生を行うことが望ましい。

4-1-2 施 工

道路緑化の施工にあたっては、あらかじめ施工計画を作成し、樹種等及び地域の気象条件に応じた方法で行うとともに、工程管理、品質管理、安全管理等に注意を払う。

削除

4-2 植栽基盤の整備

4-2-1 植栽基盤整備の方針

植栽基盤について、あらかじめ、その適性を調査し、必要な場合は植栽地構造及び土壌の改良を行うことが望ましい。

削除

4-2-2 植栽基盤調査

現行(S63)	改正案
<p>植栽基盤調査により、排水性、通気透水性及び保水性が良好で化学的生育阻害要因がないことを確認することが望ましい。</p>	<p>削除</p>
<p>4-2-3 植栽地構造の改良 植栽地構造が樹種等及び寸法規格に応じた有効土壌量の確保、表面排水及び地下排水の確保等の諸条件を満足しない場合は、耕うん、排水工等の施工により改良する。また、高架下等、雨水による水分供給が期待できない場所では、灌水施設を設ける。</p>	<p>削除</p>
<p>4-2-4 土壌の改良 土壌が保水性、通気透水性に優れ、化学的生育阻害要因がないという条件を満足できない場合及び表土の保全利用を図ることが困難な場合は、購入土及び土壌改良資材を用いて改良する。</p>	<p>削除</p>
<p>4-3 樹木の植栽</p>	
<p>4-3-1 樹木植栽の基本 樹木の植栽は、良質な樹木を、適切な時期に、短期間のうちに、損傷を与えないように行う。また、植栽後は支柱の施工及び適切な保護養生により活着の促進を図る。</p>	
<p>4-3-2 樹木の検収 樹木の検収は、樹木が植栽現場に搬入された時点で、寸法規格、品質規格及び数量を確認することによって行う。また、必要に応じて苗圃における下検査を行う。</p>	
<p>4-3-3 植栽の時期 植栽にあたっては、地域及び樹種等に対応した植栽適期に植栽できるように工程の調整に努める。</p>	
<p>4-3-4 植栽方法 樹木の植栽は、樹木の性状に応じた適切な手法で行う。また、樹木の掘取りから植付けまでの工程の短縮を図る。</p>	
<p>4-3-5 不適期の植栽方法 樹木の植栽は適期を選んで行うものであるが、やむをえず不適期に植栽する場合は、コンテナ樹木及び根回し樹木を使用するほか、植栽時及び植栽後においても灌水等の適切な保護養生を行い活着に万全を期す。</p>	<p>削除</p>
<p>4-3-6 支柱 支柱は、樹木形状及び植栽地における風の状況、倒木時の道路交通に対する影響度合いのほか、道路空間規模及び沿道景観との調和等を考慮して素材及び型式を決定する。</p>	<p>削除</p>
<p>4-3-7 保護養生 樹木植栽後は、灌水等の適切な保護養生を行い良好な活着の促進を図る。</p>	<p>削除</p>
<p>4-4 芝生の造成 張芝の材料は、雑草の混入がなく根及び土壌が十分に確保されたものでなければならない。施工にあたっては、排水の確保及び礫の排除を図るとともに、十分な目土を施したうえで転圧し灌水する。</p>	<p>削除</p>
<p>4-5 地被植物の植栽 地被植物は、損傷しやすい材料であることに鑑み、原則としてポット栽培品を使用するとともに丁寧な取扱いに努める。植付けにあたっては、マルチング等の施工により雑草防除に努めるとともに、壁面緑化を目的とする場合は、必要に応じて登はん補助施設を設ける。</p>	<p>削除</p>
<p>4-6 草花の植栽 草花は、損傷しやすい材料であることに鑑み、原則としてポット栽培品を使用するとともに丁寧な取扱いに努める。植付けは、草花の形状、花の色彩、設計デザイン等を勘案して見栄えよく行う。</p>	<p>削除</p>
<p>4-7 既存樹木の保全 道路の新設及び改築にあたって、その予定地内に存する樹木、樹林等で道路緑化上有効なものは、なるべく原状で保存することが望ましい。立地条件等からやむをえず移植する場合は、適切な時期及び工法を選んで行う。</p>	<p>2) 既存の樹木等の存置又は移植を行う場合には、保全対策を講じることが望ましい。</p>
<p>第5章 管理</p>	<p>第3章 管理 3-1 道路巡回</p>

- 1) 樹木等の管理では、道路巡回や道路利用者等からの道路の異状等に関する情報の活用により、道路交通への支障や道路利用者等への危険の未然防止に努めなければならない。
- 2) 通常巡回においては、落枝、枯損樹木、横断中及び横断しようとする歩行者や道路標識の視認性への影響の有無等を確認することに努めなければならない。
- 3) 定期巡回においては、落枝、枯枝、枯損樹木の有無等の確認の他、キノコ等の発生、他の構造物への干渉等の枯損や倒伏に繋がる事象を確認することに努めなければならない。
- 4) 台風や大雪、地震等の異常気象時や災害発生時においては、異常時巡回により、樹木の被災状況及び道路交通等への影響を確認しなければならない。また、異常気象による被害が予測される場合は、通常巡回や定期巡回により確認された異状又はその兆候を踏まえ、枯枝の除伐等の事前の保護対策を講じることが望ましい。
- 5) 異状又はその兆候が確認された場合は、必要に応じて専門家による調査を行う等により、樹木の健全度について確認し、安全の確保の観点から必要性及び緊急性を判断したうえで、その対策を適切に行わなければならない。

3-2 道路植栽及び植栽地の管理

- ▶ 1) 道路植栽の健全な生育及び緑化機能の維持向上、道路巡回で確認された事象への対応、安全への影響の未然防止を図るため、剪定、除草、病虫害防除、灌水等を適切な時期に行うことが望ましい。
- 2) 景観法に基づく景観重要公共施設、日本風景街道等の美しい景観形成が必要な地域においては、樹形や植栽地の美しさを維持できるよう、十分な剪定や除草等の頻度を確保し、適切な方法で処置することが望ましい。

5-1 管理の基本

道路緑化における管理では、管理計画に基づいて、樹木のほか、芝生、地被植物、草花及び植生のり面の管理を行う。これらの管理は、道路植栽の良好な活着及び生育並びに機能の維持向上を図るとともに、道路交通の安全及び快適性を確保することを目的に、道路交通に支障を及ぼさないよう、また、沿道住民に対し危険を与えないよう安全かつ適切な手法で行う。

また、その実施にあたっては、十分な管理体制を確立するとともに、作業の安全確保に努め機械化を図ることが望ましい。

5-2 樹木の管理

5-2-1 剪定

剪定は、樹木の美観、機能の維持、形状寸法の調整等を目的として、管理計画で定めた仕立方式に基づいて、目的に応じた適切な時期及び手法を選んで行う。

1 高木

高木は自然樹形仕立てを原則とし、整姿を目的とした剪定を適宜行うことにより自然樹形の維持を図る。ただし、樹木の種類、植栽場所等により自然相似樹形又は人工樹形仕立てとする場合は、定期的な剪定により目的とする樹形の維持を図ることが望ましい。

2 中・低木

中・低木の刈込みの場合は、定期的な剪定により所定の形状の維持を図ることが望ましい。

3 花木等

花木等にあつては、開花を阻害しないように花芽形成期前に行うことが望ましい。

5-2-2 除草・清掃

除草及び清掃は、植栽地の美化及び樹木の健全な育成を図ることを目的として、植栽地の状況に応じた適切な時期及び方法を選んで行う。

5-2-3 施肥

施肥は、樹木の良好な生育を促進し、道路植栽としての機能の維持向上を図ること及び花木等にあつては開花を促進することを目的として、樹木の種類に応じた手法及び時期を選んで、生育段階及び生育状況を勘案して適宜行う。

削除

現行 (S63)	改正案
<p>5-2-4 病虫害防除 道路植栽としての機能を維持するとともに、道路利用者及び沿道住民の被害を防ぐため、病虫害の予防及び早期発見に努める。病虫害防除は、防除作業の必要性、沿道環境等を考慮したうえで、発見後速やかに行うことが望ましい。なお、薬剤防除にあたっては、道路利用者等への影響の抑制に努めるとともに、薬剤の取扱いは、関連法令等に基づいて適切に行わなければならない。</p>	
<p>5-2-5 灌 水 植栽後間もない樹木の場合、高架下等降雨による水分供給が期待できない特殊な立地条件にある場合、降雨が極端に少ない場合等、そのままでは土壤水分が不足し樹木の健全な育成に支障をきたす恐れがある時は適宜灌水を行う。</p>	
<p>5-2-6 気象被害対策 気象及び地理的条件により寒風、潮風、土壤凍結、積雪等による気象被害が予測される場合は、事前に適切な保護対策を講じる。</p>	3-1 4)に集約
<p>5-2-7 支柱補修等 樹木の健全な生育を図るため、また、強風等により樹木が傾倒し道路交通に支障を及ぼすことがないように、必要に応じて支柱の再結束、補修及び更新を行うことが望ましい。また、不要になった支柱は速やかに撤去することが望ましい。</p>	削除
<p>5-2-8 土壤保全 土壤が樹木の生育にとって常に良好な状態に維持されるよう、適切な管理に努めるとともに、必要に応じて土壤改良を行うことが望ましい。</p>	削除
<p>5-2-9 枯損樹木の処置 枯死した樹木は速やかに撤去し必要に応じて補植することが望ましい。補植は、枯死原因に対する対策を講じたうえで、植栽適期を選んで行う。また、損傷したり衰弱した樹木は、適切な保護養生等により樹勢の回復を図るが、回復の見込みのないものは更新することが望ましい。</p>	3-1 5)、3-3 2)に集約
<p>5-2-10 幼木植栽の管理 環境施設帯等において、幼木植栽により樹林を育成する場合は、必要に応じて間伐等を行う。また、肥料木等を先駆植物として導入した場合は、目的とする樹木の成長に応じて除伐を行う。</p>	2-2 6)に集約
<p>5-2-11 災害時の応急処置 台風等により枝折れ、倒木等が発生した場合は、道路交通の支障とならないよう速やかに応急処置を施した後、早急に本復旧を図る。</p>	3-1 4)に集約
<p>5-2-12 工事に伴う樹木の保護 道路関連工事、植栽地周辺の工事等により樹木に影響が生ずる場合は、工法の変更、適切な保護対策等により原状での保護に努めるが、それが困難な場合は、移植によりその保存を図ることが望ましい。</p>	削除
<p>5-2-13 その他の管理 貴重な樹木で樹勢の衰弱が認められる場合は、洗浄、幹巻等の適切な保護養生により樹勢の回復を図ることが望ましい。</p>	削除
<p>5-3 芝生の管理 芝生の管理では、その良好な生育及び道路植栽としての機能の維持向上を図るため、定期的な刈込み及び雑草防除を行うほか、生育状況に応じて施肥、病虫害防除等を行う。</p>	
<p>5-4 地被植物の管理 地被植物の管理では、その良好な生育及び道路植栽としての機能の維持向上を図るため、雑草防除に努めるほか、生育状況に応じて施肥、病虫害防除等を行う。</p>	
<p>5-5 草花の管理 草花の管理では、その良好な生育及び道路植栽としての機能の維持向上を図るため、季節に応じた計画的な植替えを行うほか、雑草防除に努め、生育状況に応じて灌水、施肥、補植等を行う。</p>	3) 草花は定期的な植替えが前提となることから、季節に応じた計画的な植替えを行えるよう、沿道住民等との協働等、継続的な管理体制を構築することが望ましい。
<p>5-6 植生のり面の管理</p>	

現行(S63)	改正案
<p>植生のり面の管理では、道路のり面を雨水等の浸食から護りその安定を図るため、生育状況に応じて施肥、追播等を行い、植生による道路のり面の早期被覆を図るとともに、被覆完了後は常に良好な生育を維持するよう努める。また、火災の防止及び周辺環境との調和に配慮し、必要に応じて草刈り等を行う。</p>	<p style="text-align: center;">削除</p> <p>3-3 樹木の更新</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>樹木については、道路利用者等の安全確保を考慮して、落枝の多発、病虫害・空洞等の活力低下が確認され倒伏等に繋がるおそれがある場合、大径木化による道路交通や他の道路構造物への影響等が確認あるいは想定される場合には、危険回避のための除伐や未然防止のための更新について検討を行わなければならない。</u> 2) <u>除伐や更新が必要と確認された場合には、安全の確保の観点から緊急性を判断したうえで、適切に処置しなければならない。</u> 3) <u>大径木化や高木化等により道路の区域内で健全な樹形や良好な景観が維持できなくなると予測される場合には、計画的かつ段階的な更新を行うことが望ましい。</u> 4) <u>更新にあたっては、従前の道路植栽にこだわらず、道路利用状況、沿道状況等の変化を考慮し、植栽計画や植栽設計を再検討することが望ましい。</u>

道路緑化技術基準（素案）

第1章 総則

1-1 基準の目的

本基準は、道路緑化の一般的技術的基準を定め、その合理的な計画、設計、施工、管理に資することを目的とする。

1-2 適用の範囲

本基準は、道路において、緑化を図る場合に適用する。なお、のり面緑化工及び防災林の造成については、本基準の対象外とする。

1-3 道路緑化の基本方針

道路緑化においては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、当該緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、もって、道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに、交通の安全、適切な維持管理、周辺環境との調和に留意しなければならない。

1-4 用語の定義

1 道路緑化

道路の区域内において、樹木、地被植物、草花（以下、「樹木等」という。）を保全又は植栽し、これらを管理することをいう。

2 道路植栽

道路緑化により、道路の区域内において、保全又は植栽され、管理された樹木等をいう。

3 高木

道路緑化において、主に並木等の単木として使用する樹木をいう。

4 中・低木

道路緑化において、主に列植や群植として使用する樹木をいう。なお、一定の樹高を有し遮蔽機能を有するものを中木、それより低いものを低木という。

5 地被植物

道路緑化において、地表面を被覆する丈の低い植物をいい、芝、木本植物、草本植物、つる性植物、ササ類等からなる。

6 草花

道路緑化において、花やそれに類する草本植物をいう。ただし、5の地被植物を除く。

7 植栽地

樹木等を保全又は植栽する場所をいう。

8 環境施設帯

幹線道路における沿道の生活環境を保全するための道路の部分を行い、植樹帯、路肩、歩道、副道等で構成される。

9 植栽基盤

植物の根が支障なく伸長して、水分や養分を吸収できる土壌条件を備えている土層をいう。

第2章 整備

2-1 計画

- 1) 道路計画においては、地域に求められる緑化の機能を考慮し、植栽地を適切に配置することが望ましい。
- 2) 植栽地の配置を計画する場合は、安全かつ円滑な交通の確保に留意しなければならない。
- 3) 植栽地の意匠、樹木等の基本的な構成や配置の決定にあたっては、気象条件、緑化等に関する地域の計画との整合、沿道状況、美しい景観形成、想定される維持管理水準等に留意することが望ましい。
- 4) 予定地内に保存すべき植物等がある場合は、必要に応じて存置や移植を検討することが望ましい。

2-2 設計

- 1) 植栽設計（植栽地の平面配置、樹種等、樹木等の具体の構成や配置の決定）にあたっては、地域に求められる緑化の機能を考慮するとともに、安全かつ円滑な交通の確保や他の構造物の保全、植栽基盤、想定される維持管理水準、周辺の植生への影響等に留意しなければならない。
- 2) 高木は、植栽しようとする樹種の成長特性等を理解の上、目標とする樹形、樹高を想定し、植栽する道路空間や維持管理水準（剪定頻度等）に見合った樹種、植栽間隔とすることが望ましい。
- 3) 中・低木を配する場合は、供用後の枝葉の繁茂や剪定頻度等も考慮に入れ、交差点の視距や横断歩道を横断中及び横断しようとする歩行者の視認性、歩行者や車両の通行空間の確保に支障を生じないように留意しなければならない。
- 4) 植栽地において雑草の発生等が見込まれる場合は、地被植物等により緑化することが望ましい。
- 5) 他の構造物の点検や維持修繕が困難となる場所は植栽地としてはならない。また、樹木等の具体の配置の決定にあたっては、樹木等の成長により他の構造物に影響が生じないように留意しなければならない。
- 6) 環境施設帯は、沿道環境が適切に保全されるように樹木等の具体の配置を定めなければならない。また、幼木植栽により樹林を造成する場合は、成長に応じた間伐等を考慮し樹木等の具体の配置を設計することが望ましい。

2-3 施工

- 1) 樹木等の植栽は、植物や地域の特性に応じた時期、手法で行うことが望ましい。また、植栽の活着状況に応じ適切な保護養生を行うことが望ましい。
- 2) 既存の樹木等の存置又は移植を行う場合には、保全対策を講じることが望ましい。

第3章 管理

3-1 道路巡回

- 1) 樹木等の管理では、道路巡回や道路利用者等からの道路の異状等に関する情報の活用により、道路交通への支障や道路利用者等への危険の未然防止に努めなければならない。
- 2) 通常巡回においては、落枝、枯損樹木、横断中及び横断しようとする歩行者や道路標識の視認性への影響の有無等を確認することに努めなければならない。
- 3) 定期巡回においては、落枝、枯枝、枯損樹木の有無等の確認の他、キノコ等の発生、他の構造物への干渉等の枯損や倒伏に繋がる事象を確認することに努めなければならない。
- 4) 台風や大雪、地震等の異常気象時や災害発生時においては、異常時巡回により、樹木の被災状況及び道路交通等への影響を確認しなければならない。また、異常気象による被害が予測される場合は、通常巡回や定期巡回により確認された異状又はその兆候を踏まえ、枯枝の除伐等の事前の保護対策を講じることが望ましい。
- 5) 異状又はその兆候が確認された場合は、必要に応じて専門家による調査を行う等により、樹木の健全度について確認し、安全の確保の観点から必要性及び緊急性を判断したうえで、その対策を適切に行わなければならない。

3-2 道路植栽及び植栽地の管理

- 1) 道路植栽の健全な生育及び緑化機能の維持向上、道路巡回で確認された事象への対応、安全への影響の未然防止を図るため、剪定、除草、病虫害防除、灌水等を適切な時期に行うことが望ましい。
- 2) 景観法に基づく景観重要公共施設、日本風景街道等の美しい景観形成が必要な地域においては、樹形や植栽地の美しさを維持できるよう、十分な剪定や除草等の頻度を確保し、適切な方法で処置することが望ましい。
- 3) 草花は定期的な植替えが前提となることから、季節に応じた計画的な植替えを行えるよう、沿道住民等との協働等、継続的な管理体制を構築することが望ましい。

3-3 樹木の更新

- 1) 樹木については、道路利用者等の安全確保を考慮して、落枝の多発、病虫害・空洞等の活力低下が確認され倒伏等に繋がるおそれがある場合、大径

木化による道路交通や他の構造物への影響等が確認あるいは想定される場合には、危険回避のための除伐や未然防止のための更新について検討を行わなければならない。

- 2) 除伐や更新が必要と確認された場合には、安全の確保の観点から緊急性を判断したうえで、適切に処置しなければならない。
- 3) 大径木化や高木化等により道路の区域内で健全な樹形や良好な景観が維持できなくなると予測される場合には、計画的かつ段階的な更新を行うことが望ましい。
- 4) 更新にあたっては、従前の道路植栽にこだわらず、道路利用状況、沿道状況等の変化を考慮し、植栽計画や植栽設計を再検討することが望ましい。